

令和7年度 鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 次第

日 時：令和7年5月23日（金）14時～16時
場 所：鶴見区役所6階8～10号会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 協議会 議決事項等

- (1) 会則の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- (2) 役員の交代について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- (3) 令和6年度 地域防災活動事業完了報告・・・・・・・・・・・・・資料3
- (4) 令和6年度 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算・・・・・・・・・・・・・資料4
- (5) 令和6年度 会計監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料5
- (6) 令和7年度 地域防災活動事業計画(案)・・・・・・・・・・・・・資料6
- (7) 令和7年度 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算(案)・・・・・・・・・・・・・資料7
- (8) 【依頼】令和7年度 地域防災拠点運営委員会活動交付金申請書の提出について・・・・・資料8

5 横浜市地震防災戦略の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料9

6 訓練、拠点運営

- (1) 【依頼】令和7年度地域防災拠点における訓練等の実施について《総務課》・・・・・・・・・・・・・資料10
- (2) 【依頼】災害時ペット対策について《生活衛生課》・・・・・・・・・・・・・資料11
- (3) 災害時要援護者支援のための取組、訓練の実施について《高齢・障害支援課》・・・・・・・・・・・・・資料12
- (4) 妊産婦・乳幼児の災害対策について《こども青少年局》・・・・・・・・・・・・・資料13
- (5) 災害時の飲料水の確保について《水道局》・・・・・・・・・・・・・資料14

7 研修、出前講座等

- (1) 令和7年度地域防災拠点運営研修のご案内について《総務課》・・・・・・・・・・・・・資料15
- (2) 【依頼】男女ニーズの違いに配慮した防災研修について《政策経営局》・・・・・・・・・・・・・資料16
- (3) 「多文化共生の視点を取り入れた防災出前講座」のご案内 《国際局》・・・・・・・・・・・・・資料17
- (4) 地域防災拠点訓練における出前講座の実施について《横浜市社会福祉協議会》・・・・・・・・・・・・・資料18
- (5) 鶴見区災害ボランティアネットワークについて《鶴見区社会福祉協議会》・・・・・・・・・・・・・資料19

8 防災備蓄庫・資機材の管理

- (1) 【依頼】令和7年度 地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用・新規配備 及び
防災備蓄庫の適正管理支援の実施について《総務課》・・・・・・・・・・・・・資料20
- (2) 【依頼】地域防災拠点における鍵の管理について《総務課》・・・・・・・・・・・・・資料21

9 閉会

令和7年度 提出書類 一覧

※全ての拠点が提出必須の書類は下記のとおりです。

資料No. (ページ数)	提出書類	提出期限	提出先
資料 8 (P11)	地域防災拠点運営委員会 活動交付金 申請書	7 月 4 日 (金)	鶴見区総務課防災担当
資料10	令和 7 年度地域防災拠点における訓練等の実施について		
(P20)	○ 令和 7 年度 実施計画書 (別添 2)	訓練実施 2 か月前	地域防災拠点参与
(P21)	○ 実施結果報告書 (別添 3)	訓練終了後 1 週間以内	地域防災拠点参与
資料11	災害時ペット対策について		
(P25)	○ ペット一時飼育場所の設定・変更報告書	12月19日 (金)	地域防災拠点参与
(P26)	○ 災害時ペット対策係るアンケート	7 月 25 日 (金)	地域防災拠点参与
資料16 (P70)	地域防災拠点運営委員会女性委員等の人数調査	7 月 24 日 (木)	鶴見区総務課防災担当
資料20	令和 7 年度 地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用・新規配備 及び防災備蓄庫の適正管理支援の実施について		
(P88)	○ 備蓄品の回収希望数の調査 (回答様式 1)	7 月 17 日 (木)	鶴見区総務課防災担当
(P89)	○ 備蓄食料の有効活用希望数の調査 (回答様式 2)	7 月 17 日 (木)	
(P89)	○ 新たに配置となる備蓄品の配備希望数調査 (回答様式 3)	7 月 17 日 (木)	
(P90)	○ 防災備蓄庫状況確認 (倉庫整理) 希望日調査 (回答様式 4)	6 月 23 日 (月)	
資料21 (P92)	地域防災拠点の鍵管理者名簿	7 月 17 日 (木)	鶴見区総務課防災担当

鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

制定：平成8年6月19日

最近改正：令和7年〇月〇日

（目的）

第1条 鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、鶴見区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の綿密な連絡及び連携を図ることによって、鶴見区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）運営委員会の運営助成に関する事
- （2）運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関する事
- （3）協議会の予算及び決算に関する事

（組織）

第3条 協議会は、運営委員会委員長又は委員長の指名する者及び区行政関係者をもって組織する。

（役員）

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名
- 監事 2名

2 会長は、鶴見区自治連合会会長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成員の互選によって定める。

（役員の任務）

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合、又は会長が欠けた時は、会長に代わって協議会を統括する。

3 監事は、会計を監査する。

（顧問）

第6条 協議会に顧問を置くことができる。顧問は鶴見区長、消防署長とし、会長が委嘱する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

2 協議会の会議は、会長が招集する。

(経費)

第8条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他収入をもってこれに充てる。

2 協議会は、別に定める「鶴見区地域防災拠点運営委員会助成金交付要領」により、運営委員会に助成金を交付する。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、鶴見区総務課に置く。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成8年6月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年7月18日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月13日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成27年6月15日から改正施行する。

附 則

この会則は、令和7年〇月〇日から改正施行する。

役員の交代について

鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会役員の交代案について、次のとおり提案します。

1 交代案（下線部）

会長	宮野鶴見区自治連合会長
副会長	木佐美豊岡小学校拠点運営委員長
副会長	中村潮田西部地区自治連合会長
副会長	<u>渡邊矢向小学校拠点運営委員長</u>
監事	<u>森田市場中学校拠点運営委員長</u>
監事	<u>早野鶴見中学校拠点運営委員長</u>

2 現行（参考）

会長	宮野鶴見区自治連合会長
副会長	木佐美豊岡小学校拠点運営委員長
副会長	中村潮田西部地区自治連合会長
監事	渡邊矢向小学校拠点運営委員長
監事	石川生麦第一地区連合会長

令和 6 年度鶴見区地域防災活動事業完了報告書

	事業名・内容	期 日 期 間	参 加 人 数
運 営 に 係 わ る 事 業	地域防災拠点運営委員会連絡協議会 ・ 令和 5 年度事業報告、決算報告 ・ 令和 6 年度事業計画案、予算案審議 ・ 地域防災拠点の活動に関する協議 地域防災拠点訓練 ・ 開設・運営訓練（28拠点） ※ 3 拠点は台風接近に伴い中止	令和 6 年 5 月 24 日（金）	4,099 名
管 理 に 係 わ る 事 業			

(第 9 号様式)

令和 6 年度 鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書

1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	収 入 済 額	増 △ 減	説 明
横浜市助成金	3,720,000	3,720,000	0	横浜市からの助成
繰越金	54,767	54,767	0	令和 5 年度事務運営費の 執行残額
雑収入	34,996	35,152	156	令和 5 年度交付金の返還金 (2 拠点)、利息
収 入 合 計 額	3,809,763	3,809,919	156	

2 支出の部

単位：円

項 目 () は各項目の内訳です。	予 算 額	支 出 済 額	増 △ 減	説 明
事務運営費	93,000	50,476	△42,524	
(消耗品費)	23,000	0	△23,000	
(備蓄購入費)	0	0		
(会議費)	10,000	10,108	108	会議飲料代
(印刷製本費)	0	0		
(通信運搬費)	60,000	40,368	△19,632	郵送料、振込手数料
(資機材管理費)	0	0		
助成費	3,627,000	3,627,000	0	区内31地域防災拠点運営委員会 へ交付 @117,000×31拠点
市への返還金	89,763	89,763	0	繰越金及び令和 5 年度交付金の 返還金 (2 拠点)
支 出 合 計	3,809,763	3,767,239	△42,524	

3 収支の部

単位：円

収入合計	支出合計	残額
3,809,919	3,767,239	42,680

※ 執行残額については、令和 7 年度予算に繰り越したのち、その全額を横浜市へ返還予定

令和7年5月7日

鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

会 長 宮野 昌夫 様

鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監 事

江川 建治

監 事

渡邊 浩

監 査 報 告 書

鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和6年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- 1 監 査 年 月 日 令和7年5月7日
- 2 監査対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 監 査 事 項 地域防災活動奨励助成金の執行について
- 4 監査の結果及び意見
 帳簿、帳冊等を監査の結果、当助成金は適切に執行されていることを認めます。

令和7年度鶴見区地域防災活動事業計画書（案）

	事業名・内容	期 日 期 間	参 加 人 数
運 営 に 係 わ る 事 業	地域防災拠点運営委員会連絡協議会 ・ 令和6年度事業報告、決算報告 ・ 令和7年度事業計画案、予算案審議 ・ 地域防災拠点活動に関すること	令和7年 5月23日（金）	約150人
	地域防災拠点訓練 ・ 開設・運営訓練（31拠点）	拠点ごとに 年1回以上 実施	約6,500人
	その他地域防災活動（自助・共助の啓発） HUG訓練等	随時実施	
管 理 に 係 わ る 事 業			

資料 7

(第 3 号様式)

令和 7 年度 鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書（案）

1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	説 明
横浜市助成金	3,720,000	3,720,000	0	横浜市からの助成金
繰越金	42,680	54,767	△ 12,087	令和 6 年度事務運営費の執行残額
返還金（雑入）	73,066	34,996	38,070	令和 6 年度交付金の返還金（4 拠点）
収 入 合 計 額	3,835,746	3,809,763	25,983	

2 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	説 明
事務運営費	93,000	93,000	0	
（消耗品費）	23,000	23,000	0	事務用品
（備蓄購入費）	0	0	0	
（会議費）	10,000	10,000	0	連絡協議会飲料代
（印刷製本費）	0	0	0	
（通信運搬費）	60,000	60,000	0	郵送料、振込手数料
（資機材管理費）	0	0	0	
助成費	3,627,000	3,627,000	0	区内31箇所地域防災拠点運営委員会へ交付 @117,000×31拠点
市への返還金	115,746	89,763	25,983	前年度繰越金及び交付金返還金（4 拠点）
支 出 合 計 額	3,835,746	3,809,763	25,983	

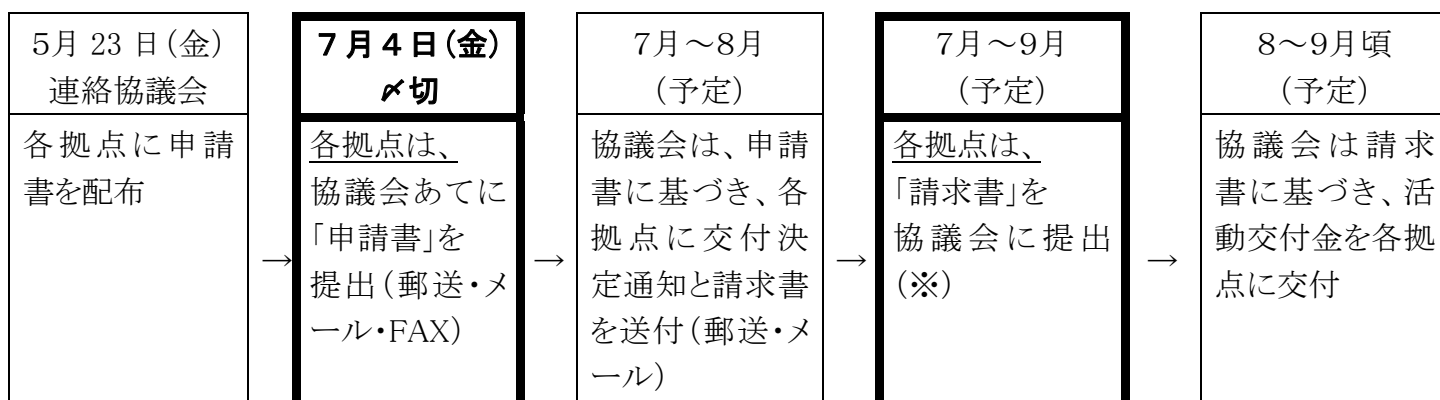
地域防災拠点運営委員会活動交付金の申請手続きについて（依頼）

1 依頼内容

地域防災拠点運営委員会連絡協議会（協議会）において、地域防災拠点運営委員会活動交付金の交付手続きを行います。つきましては、別添の「地域防災拠点運営委員会活動交付金申請書（申請書）」をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、「地域防災拠点運営委員会活動交付金請求書（請求書）」については、申請書をご提出いただいた後に、各地域防災拠点運営委員会（各拠点）に郵送またはメールでお送りする予定です。

2 手続きの流れ



（※）請求書提出における手続きについては、交付決定の連絡時にご案内します。

3 交付金額について

各地域防災拠点に一律 **11万7千円** を交付いたします。

4 申請書の提出期限

令和7年7月4日（金）

5 提出方法

郵送、メール、またはFAXで、以下の提出先までご提出をお願いいたします。

《提出先》

地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局（鶴見区総務課）

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

メール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

FAX：045-510-1889

【裏面あり】

6 その他

【地域防災拠点の備蓄品について】

各拠点におかれましては、災害発生時に備蓄品をすぐ使用できるよう、資機材（発電機等）の燃料や電池の不足、消耗品の使用期限をご確認いただきますようお願いいたします。

不足しているものや、使用期限が切れて購入が必要なものについては、交付金での購入もご検討ください。

【領収書等の提出・保管について】

「地域防災拠点運営委員会活動交付金(交付金)」は、「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、手続きを行っています。1件の金額が10万円以上の場合、報告書の提出時に領収書等の添付が必要です。交付金と町内会費等を組み合わせて10万円以上のものを購入した場合も、領収書等の添付が必要です。御注意ください。

なお、1件10万円未満の領収書等の提出は必要ありませんが、大切に保管(最低5年)をお願いいたします。

《担当》

地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局
(鶴見区総務課)

望月・小林・細川・林田

TEL:045-510-1656 FAX:045-510-1889

E-mail: tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和7年度_____学校地域防災拠点運営委員会活動交付金

申 請 書

令和7年 月 日

鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長 様

住所_____

_____学校地域防災拠点運営委員会

委員長名_____

標記活動交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請金額 ¥117,000.-

2 事業予定

内 容	実施場所	実施月日	参加人員

3 予 算

収 入 ¥_____

項 目	予 算 額(A)	前年度予算額(B)	差引き(A-B)	説 明
活動交付金				
合 計				

支 出 ¥_____

項 目	予 算 額(A)	前年度予算額(B)	差引き(A-B)	説 明
訓練物品購入費				
会議打合わせ費				
研 修 費				
資機材管理費				
その他雑費				
合 計				

横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

戦略の4つの柱

柱1	市民や地域の「発災前からの備え」の強化 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも活きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	大規模災害時の拠点等整備 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化） 緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。

「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



<戦略の全体像> ※下線の取組については次ページ以降で説明

戦略の柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化

施策1	防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）	<u>個人備蓄の促進</u> や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、 <u>マンション防災の推進</u> などにより、自助・共助の取組を推進します。
施策2	地震火災対策の推進	「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、 <u>感震ブレーカーの設置促進</u> 、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。
施策3	建物倒壊等の防止対策強化	建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、 <u>木造住宅やマンション等の耐震化</u> 、 <u>家具転倒防止器具の設置</u> 等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。
施策4	災害時にも活きるまちづくりの推進	密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも活きるまちづくりを進めます。

戦略の柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築

施策1	避難所環境の向上	<u>小中学校体育館（地域防災拠点）の空調整備</u> や耐震給水栓整備の加速、 <u>災害用トイレの充実</u> 、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、 <u>民間施設活用等による避難スペースの拡充</u> などにより、安心して避難生活を送れるようにします。
施策2	物資支援の充実	<u>避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄</u> するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。
施策3	配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や <u>福祉避難所の拡充</u> などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。
施策4	多様な避難への支援	在宅避難や <u>ペット連れでの避難</u> 、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるように、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。

戦略の柱3：大規模災害時の拠点等整備

施策1	広域防災拠点(旧上瀬谷通信施設地区)の整備	全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「 <u>広域防災拠点</u> 」を、 <u>旧上瀬谷通信施設地区に整備</u> します。
施策2	災害応急活動体制の強化	被害状況等を早期に把握するため、DX等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。

戦略の柱4：災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化）

施策1	緊急輸送路等の強靱化	災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。
施策2	上下水道の強靱化	災害時における給水・排水機能を確保するため、 <u>地域防災拠点等に接続する水道管・下水道管の耐震化</u> や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。
施策3	港湾施設等の強靱化	災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。

個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発を行います。

備える目安→3日分（できれば1週間分）
飲料水 1人当たり3リットル/日
トイレパック 1人当たり5個/日



取組指標	3日分以上の備蓄をしている家庭の割合 ①食料・飲料水 ②トイレパック		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 63.6%	85%	100%
	② 34.2%	70%	100%

マンション防災の推進

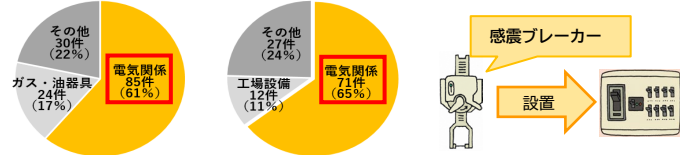
マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約6割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

取組指標	防災力の向上が図られたマンション等の世帯数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	11,789世帯(R5)	35,000世帯	49,000世帯

感震ブレーカーの設置促進

地域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気に起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大地震(H7年1月) 東日本大震災(H23年3月)



取組指標	重点対策地域における感震ブレーカーの設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	31.4%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関係するものとされています。電気に起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅※」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年6月以降2000年5月末以前の耐震基準で着工されたもの）あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

取組指標	①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値） ②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数 ③防災ベッド及び耐震シェルター等補助件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 94%(R5末)	96%	98%
	② -	150件(R7～R11)	120件(R12～R15)
	③ 8件(R5)	150件(R7～R11)	120件(R12～R15)

家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付けが困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具購入補助率を100%とします。

取組指標	重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	57.3%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

取組指標	小中学校体育館への空調整備件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	115校/465校 (25%)	465校/465校 (100%)	—

災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。



マンホールトイレ



トイレトレーラー

取組指標	①地域防災拠点への下水直結式仮設トイレ(男性用小便器タイプ)増設 ②トイレトレーラーの配備台数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 0か所 ② 1台	459/459拠点 (完了) 2台	— —

補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

取組指標	民間宿泊施設との協定締結		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	— (県既存協定は有)	県ホテル組合※との協定締結(R7)協定締結先拡充	協定締結先拡充

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

備蓄物資の拡充

過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄します。飲食物については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の3食×3日分を確保します。



栄養補助食・飲料



衛生用品
(口腔ケアなど)



プライバシー確保
(パーティション)



寝具
(コットなど)

取組指標	食料・飲料水の備蓄量		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	174万食分 (避難者2食1日分)	323.1万食分 (避難者3食3日分) (完了)	維持

福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

取組指標	①福祉避難所協定締結施設数 ②介護食の備蓄		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 557施設 ② 検討	600施設 全施設にいきわたる量の備蓄(20,000食)	620施設 更新

ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救援センターに保護するため、必要な物資を整備します。



※ テント内等



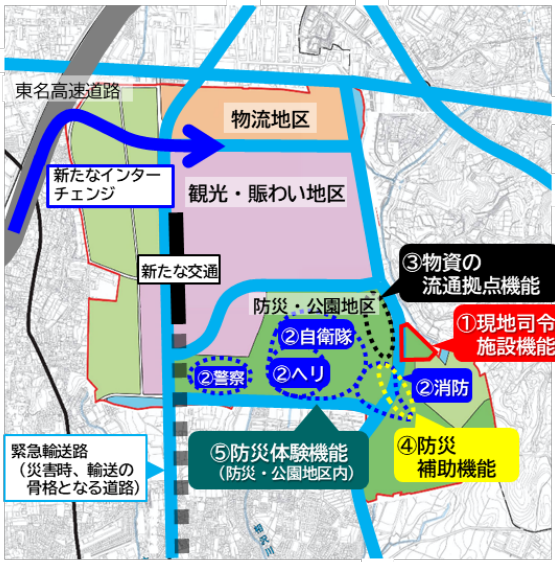
※ 屋内等

取組指標	①地域防災拠点への一時飼育場所の設定 ②同室避難場所の設定 ③災害時動物救援センター(4か所)の受入体制整備		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 269/459拠点 ② — ③ 1か所整備中	459/459拠点 動物愛護センターほか順次整備 4か所	459/459拠点 各区1か所以上 4か所以上

広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

旧上瀬谷通信施設地区	機能
①現地司令施設機能 (2.0ha)	市災害対策本部（本庁舎）指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者（DMAT等）の現地調整の司令塔
②外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能(10.2ha)	広域支援部隊（自衛隊・警察・消防）の集結・宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用
③物資の流通拠点機能	本市最大規模の新たな備蓄庫(建築面積4,000㎡相当) 外部からの支援物資の受け入れ拠点(建築面積5,000㎡相当)
④防災補助機能	広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用
⑤防災体験機能	防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施
物流地区	民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携
観光・賑わい地区	民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組
交通網	○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるICの整備 ○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施 ○緊急輸送路：1次路線に指定

＜旧上瀬谷通信施設地区 ゾーニング図＞



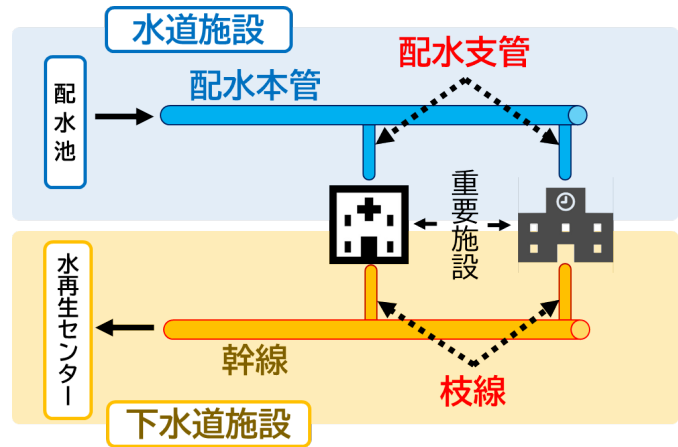
※広域避難場所
大地震により発生した火災から身を守るための避難場所を確保
(適地は今後検討)

柱4：災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化）《取組抜粋》

重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所



取組指標	重要施設に接続する ①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化 ②水道管（配水支管）の耐震化 ③下水道管（枝線）の耐震化		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	357/616か所 (58%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
②	440/616か所 (71%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
③	478/616か所 (78%)	616/616か所 (100%)	—

※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了

鶴見区地域防災拠点運営委員会委員長 各位

鶴 見 区 総 務 課 長

令和 7 年度地域防災拠点における訓練等の実施について（依頼）

日頃から鶴見区の防災対策の推進に御尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年元日に起こった能登半島地震では甚大な被害が発生し、救助活動や復興へ向けて本市からも多くの応援職員が派遣されました。また、能登半島地震の教訓をもとに、横浜市地震防災戦略を改訂しました。

全国的に防災への関心が高まる中、本市においては、これまで以上に大規模災害への対策が求められています。

さらに、2025 年第 9 回アフリカ開発会議や 2027 年国際園芸博覧会の開催を控える中、テロ等の危機事案への対策も求められています。

そこで、今年度実施する危機対処・防災訓練については、これらの状況を踏まえたうえで、関係機関の連携のもと市民や職員等がより実践的な訓練を行い、自助・共助意識、地域防災力、災害対応力の向上を図ることとします。

つきましては、各地域防災拠点運営委員会において、多くの方が参加したより実践的な拠点訓練を、次のとおり実施していただきますようお願い申し上げます。

1 実施期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

2 実施内容

(1) 地域防災拠点における訓練

地域防災拠点の訓練メニュー（別添 1）を参考に訓練を実施してください。

なお、①「地域防災拠点開設・運営訓練」、②「情報受伝達訓練」、③「避難者受入訓練」、④「避難場所割振訓練」、⑤「災害時要援護者支援訓練」は必ず実施してください。

(2) 防災備蓄庫の資機材等点検

地域防災拠点備蓄庫内の資機材及び水・食料等の点検をお願いします。なお、区役所の地域防災拠点担当者（参与）もサポートさせていただきます。

※ 賞味期限の切れた備蓄食料は、配布しないよう御注意ください。

3 提出書類

以下の提出物は、各地域防災拠点参与経由で鶴見区総務課防災担当まで提出してください。

- (1) 実施計画書（別添 2）・・・ 訓練実施日の 2 か月前まで
- (2) 実施結果報告書（別添 3）・・・ 訓練終了後、1 週間以内

4 その他

不明な点については、各地域防災拠点参与または総務課防災担当に御相談ください。

鶴見区総務課防災担当
望月、小林、細川、林田
T E L 045-510-1656
F A X 045-510-1889

令和 7 年度 地域防災拠点の訓練メニュー

1 訓練内容一覧

◆必須訓練		
1	地域防災拠点開設・運営訓練	訓練参加者を拠点運営委員と避難者に分け、協力しながら拠点の開設手順を訓練します。
2	情報受伝達訓練	デジタル移動無線の取扱いを理解し、区災害対策本部（区役所）との通話試験等を実施します。 また、特設公衆電話及び災害時避難者向け Wi-Fi の確認も実施してください。
3	避難者受入訓練	訓練参加者に「避難者カード」を作成してもらい、取りまとめて、避難者リストを作成し、避難状況を把握する訓練です。
4	避難場所割振訓練	体育館や事前に指定した教室などを「自治会・町内会単位」「男女のニーズの違い・性的少数者への配慮」「妊産婦、乳幼児を連れた方々」「高齢者・障害者」「ペット連れ避難者」等に配慮し、避難場所を割振る訓練です。
5	災害時要援護者支援訓練	災害時における要援護者支援を図るため、要援護者の安否確認と情報の集約、救出・救護訓練を実施します。
◆選択訓練		
1	各班編成訓練	各班の活動協力者を訓練参加者から募り、各班の活動を見学または体験し、避難者全員が協力しながら組織的に対応することを確認する訓練です。
2	備蓄物資の確認訓練	災害時に拠点の備蓄物資は有効に活用されるよう、備蓄物資の在庫状況の確認、保守管理及び整理整頓を訓練参加者と合同で実施します。
3	資機材取扱訓練	発電機（ガス式発電機含む）、投光器、仮設トイレの設置等、「生活用資機材」を取扱う訓練です。
4	炊出し・給食訓練	かまどセットを使用して炊出し訓練を実施します。
5	災害ボランティア受入訓練	地域防災拠点における災害ボランティアの派遣依頼や受入方法等について確認します。
6	飲料水確保訓練	災害用地下給水タンクの取扱いや緊急給水栓による給水訓練ならびにポリタンク等を使用した飲料水の運搬体験を行います。
7	津波避難訓練 （浸水予測区域の地域）	地震発生後、津波の到来を想定して、地域防災拠点に向かう過程での、避難経路の確認等を行います。
8	ペット対策訓練	天候等に考慮した一時飼育場所の設定、地域防災拠点ペット登録票の作成など
9	その他、避難所運営に必要な訓練	地域の実情や要望等に合わせて「夜間訓練」「要援護者体験」等を行います。

2 訓練のポイント

訓練計画の段階から、「「地域防災拠点」開設・運営マニュアル」（令和5年9月改正）を参考としてください。

(1) 参加者による訓練

訓練に参加された方々が、一緒に実施できる訓練内容としてください。

実際の災害においては、一人でも多くの方々のご協力が必要です。日頃から協力者を募って訓練を実施することが重要です。

(2) 小・中学生等の若い世代の訓練参加

人命救助、要援護者の救護、避難物資の搬送訓練等において小・中学生等の積極的な訓練参加を促してください。若い世代の防災意識の向上を図ることは重要です。

(3) Wi-Fi の利用について

災害時避難者向け Wi-Fi を使用する際は、各防災拠点参与もしくは総務課防災担当へご連絡下さい。

3 訓練協力機関

協力を依頼する場合は、実施計画書の「訓練協力を依頼する行政機関」にレ点を入れてください。

※ 防災ライセンスリーダーの方々への協力依頼も併せて御検討ください。

協力機関		協力内容
1	水道局鶴見水道事務所 (横浜市管工事協同組合)	飲料水の確保(災害用地下給水タンク、緊急給水栓、飲料水の運搬体験)
2	資源循環局北部事務所	仮設トイレ設置訓練(くみとり式)
3	災害ボランティアネットワーク	要援護者の受入訓練 小型無線機を使ったニーズ発信訓練
4	セイフティーネットプロジェクト横浜	障害理解に関する出前講座
5	鶴見区歯科医師会	災害時の健康管理と口腔ケアに関する出前講座
6	L P ガス事業者(中学校のみ)	ガスかまど取扱い訓練(※1)
7	鶴見消防署、消防出張所・鶴見消防団	応急救護訓練、備蓄庫資機材取扱訓練、救出救助訓練

※1 ガスカまど使用時は、必ずLPガス事業者に訓練参加を要請してください。

令和 7 年度 実施計画書

地域防災拠点運営委員会名 _____ 学校

記入者名 : _____ (電話 : _____)

実施日時		令和 年 月 日 ()
開始時間		
終了予定時間		
参加予定者数		
必須訓練	地域防災拠点 開設・運営訓練	※伝達内容（想定）及び使用する機器を記入してください。 ※ 女性、要援護者等向けの 3 教室の名称を記入してください。 ① ② ③ (その他)
	情報受伝達 訓練	
	避難者受入 訓練	
	避難場所割振 訓練	
	要援護者支援 訓練	
選択訓練	(訓練名または内容を具体的に記入してください。)	
訓練協力を依頼する 行政機関 ※レ点でチェックされて いるもののみ区から各機 関に依頼します。 それ以外の訓練内容の 協力依頼については、別途 ご相談ください。	☐ 水道局鶴見水道事務所 (☐ 災害用地下給水タンク、 ☐ 緊急給水栓、 ☐ 飲料水の運搬体験) ☐ 資源循環局北部事務所 (仮設トイレ設置訓練 (くみとり式)) ※職員を派遣できない場合は、運営委員会のみでの実施とします。 ☐ 災害ボランティアネットワーク (☐ 要援護者の受入訓練、 ☐ 小型無線機を使ったニーズ発信訓練) ☐ セイフティネットプロジェクト横浜 (障害理解に関する出前講座) ☐ 鶴見区歯科医師会 (災害時の健康管理と口腔ケアに関する出前講座) ☐ LP ガス事業者 (ガスカマど取扱い訓練) ☐ 鶴見消防署・鶴見消防出張所 (☐ 応急救護訓練、 ☐ その他) ☐ 鶴見消防団 (☐ 備蓄庫資機材取扱訓練、 ☐ 救出救護訓練)	

提出期限は原則、実施日の 2 か月前です。

避難所開設・運営訓練 実施結果報告書

区

防災拠点名		実施日	
責任職氏名			
訓練参加者数（単位：人）			
運営委員	区役所	拠点動員者	学校教職員（連絡調整者）
消防団	児童・生徒	区民	学校教職員（連絡調整者除く）
		その他	参加者総数 0 ←自動計算
訓練実施項目			
【開設訓練】		【情報拠点訓練】	
施設の安全確認手順確認		デジタル移動無線機の使用	
避難者受入・受付手順確認		情報取扱訓練（収集・発信手順確認）	
体育館・教室 区割り手順確認		特設公衆電話設置訓練	
		アマチュア無線	
【避難所運営訓練】		【図上訓練】	
組立式仮設トイレ設置訓練		男女ニーズの違いに配慮した訓練	
ハマッコトイレ設置訓練		外国人受け入れ想定訓練	
緊急給水栓・耐震給水栓の確認		外国人の参加	
災害用地下給水タンク取扱い		要援護者受け入れ想定訓練	
受水槽の取扱い		障害当事者の参加	
炊き出し訓練		妊産婦・乳幼児受け入れ想定訓練	
夜間対応（照明）訓練		妊産婦・乳幼児の参加	
避難生活体験宿泊訓練		福祉避難所との連携訓練	
負傷者対応訓練		補足的避難所との連携訓練	
津波避難対策訓練		町の防災組織（自治会等）との連携訓練	
蓄電池取扱確認訓練		ペット受け入れ想定訓練	
		ペットの同行	
		その他（ ）	

※「男女のニーズの違いに配慮した拠点開設運営スターターキット」の活用有無は問いません。

【避難生活スペースの区割り】
具体的な区割り訓練の内容（テントの設置、教室の活用、ペット一時飼育場所などの具体的にどのような訓練をしたかを明記）
【訓練実施にあたって工夫したポイント】
【拠点動員職員への教育内容】

【避難所訓練の実施状況 ※写真を添付してください。（PDF可）】

地域防災拠点運営委員長 各位

鶴見区総務課長

鶴見区生活衛生課長

ペット一時飼育場所の設定及びペット防災に係るアンケートについて（依頼）

日頃から横浜市の防災事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、避難が必要な状況でも、ペットの飼い主がペット連れでは避難所を利用できないと考えて避難しなかった事例や、ペット連れで人が避難するスペースに入ってしまったために混乱が生じた事例がありました。

本市では、避難が必要な時は、ペットとの同行避難を推奨しています。つきましては、次のとおり地域防災拠点のペット一時飼育場所の設定及び報告、アンケートへの回答をお願いします。また、拠点訓練におけるペット同行避難訓練の実施についてもご検討ください。

1 ペット一時飼育場所の設定

(1) 拠点において、一時飼育場所を設定し、報告をお願いします。

設定済みの拠点においても、一時飼育場所を変更した場合は報告をお願いします。

(2) 拠点備品庫のペット飼育場所開設キットの中に、設定場所が分かる資料 1 部を、保管してください。

- ・ 報告期限：令和 7 年 12 月 19 日（金）
- ・ 報告様式：ペットの一時飼育場所設定・変更報告書（別紙 1）
※別添「学校見取り図」を利用する等、設定場所が分かる資料を添付してください。
- ・ 報告先：地域防災拠点参与

2 災害時ペット対策に係るアンケート

今後の災害時ペット対策事業の参考とするため、拠点ごとにアンケートにご協力ください。

- ・ 回答期限：令和 7 年 7 月 25 日（金）
- ・ アンケート様式：災害時ペット対策に係るアンケート（別紙 2）
- ・ 報告先：地域防災拠点参与

3 ペット同行避難（一時避難場所への避難）訓練の実施

選択訓練

実際の拠点訓練時にペット同行避難（一時飼育場所への避難）訓練を実施してください。

ペットを連れた訓練が難しい場合は、ペット防災に関連した訓練の実施を検討してください。

【関連した訓練の例】

ペット飼育場所設置例の展示、ペット飼育場所の設営訓練 など

4 添付資料

- (1) ペットの一時飼育場所設定・変更報告書（別紙 1）
- (2) 学校見取り図 2 部（1 部は報告書の添付資料、1 部は保管用として使用してください。）
- (3) 災害時ペット対策に係るアンケート用紙（別紙 2）

裏面に続く

5 参考資料（横浜市ホームページ）

- ① 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



- ② ペット同行避難対応ガイドライン（ピンクの冊子）



- ③ 災害時ペットの一時飼育場所設置事例集



- ④ ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）



担当 鶴見区生活衛生課 今仁（いまに）
TEL 510-1845、FAX 510-1718

報告様式

ペットの一時飼育場所設定・変更報告書

年 月 日

(提出先) 地域防災拠点参与

拠点名称 _____

御担当者 _____

御連絡先 _____

拠点でのペットの一時飼育場所を次の場所に 設定 ・ 変更 しました。

※設定・変更のどちらか該当する方に○をつけてください。

ペットの一時飼育場所	
設定・変更場所の名称	(記載例) 飼育小屋及び飼育小屋横広場

図面や写真等場所が分かる資料を下の枠内に添付してください (別添可)。

図面や写真等添付 (学校見取り図利用可)

備考

報告期限 令和 7 年 12 月 19 日 (金)

* 拠点参与の皆様は区総務課へ提出をお願いします。

災害時ペット対策に係るアンケート（依頼）

（実施期間：～令和 7 年 7 月 25 日）

（提出先）地域防災拠点参与

区

拠点名

I 一時飼育場所について

一時飼育場所は、ペットを同行した被災者の避難があった時に混乱をきたさないよう、また、飼い主の人命を守るために重要であることから、全地域防災拠点への設定を進めています。

① 一時飼育場所の設定状況

1. 設定済 2. 未設定（→ I ④へ I ②③は回答不要）

② 設定場所（具体的に）

③ 飼育ルールを定めていますか。

1. 定めている 2. 現在検討中 3. 定めていない

④ 一時飼育場所の設定にあたり困っている（いた）ことはありますか。

また、「ある」場合は、困っている（いた）内容や、支援を希望することを教えてください。

1. ない 2. ある（下記ア～オ（複数選択可）から選択してください。）

ア 場所の確保、人とペットの動線区分が困難

イ 設定のための資機材が不足

ウ 衛生面の確保が心配

エ 住民の理解を得ることが困難

オ その他（支援を希望すること等を具体的に記入してください。）

II 同室避難について

同室避難とは、避難場所において、屋内の部屋等、もしくは屋外に大型専用テント等を設け、飼い主とペットが共に過ごすことをいいます。能登半島地震においても設置されました。

① 飼い主とペットと一緒に過ごせる、同室避難場所は必要だと思いますか。

また、その理由を教えてください。

1. 必要 2. 必要ない（→「II ③」へ II ②は回答不要）

（理由）

（次頁あり）

1. 地域防災拠点	2. 地域防災拠点以外の場所	3. 両方に必要
(理由)		

1. ある 2. ない 3. その他 ()

27

地域防災拠点運営委員長 各位

鶴見区総務課長
鶴見区生活衛生課長

「ペット一時飼育場所の資機材支援」及び「同室避難モデル事業」の開始について(お知らせ)

日頃から横浜市の防災事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

鶴見区では、令和 5 年度にペット飼育場所開設キットを各拠点に配布し、一時飼育場所設定を進めていただいているところです。

今年度から、横浜市動物愛護センターによる地域防災拠点への支援策として、一時飼育場所設営に係る資機材配付や、同室避難場所設定のモデル事業を開始しますのでご活用ください。

1 一時飼育場所設営に必要な資機材(※)の配付 (※)開設キットとは異なります。

一時飼育場所の設営に必要な資機材を各拠点の希望に応じて配付します。

詳細は、「地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要な資機材の配付について」(別紙 1)でご確認ください。なお、予算に限りがあるため先着順となります。

受付期間：令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

申込み先：横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当 行

申込み方法：郵送または F A X

郵送 〒221-0864 神奈川区菅田町 75-4 、 F A X 045-471-2133

申込み用紙：一時飼育場所設営に係る指定資機材配布申込書(別紙 1 提出様式)

申込み上限：1 拠点あたり 10 万円(上限額)

2 同室避難※場所設定希望拠点への支援(モデル事業)

横浜市地震防災戦略(令和 7 年 3 月改定)において、飼い主とペットが共に過ごす「同室避難場所」を動物愛護センターなどにモデル設置していくことになりました。拠点において、同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として支援させていただきます。

検討される場合は、生活衛生課までご相談ください。

支援内容：個別相談・訪問、必要資機材(上限 30 万円)の配付

【※同室避難とは】

拠点等の避難場所において、屋内の部屋等、もしくは屋外に大型専用テント等を設け、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことと本市で定義しました。

3 添付資料

- (1) 地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要な資機材の配付について(別紙 1)
- (2) 一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書
- (3) 一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧(兼 計算表)
- (4) 一時飼育場所設定用資機材 イメージ

担当 鶴見区生活衛生課 今仁(いみに)
TEL 510-1845、FAX 510-1718

令和 7 年 3 月

医療局動物愛護センター

地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について

本市では、災害時の地域防災拠点（以下「拠点」といいます。）へのペットの避難について、「横浜市防災計画」及び「横浜市学校防災計画」に基づき、拠点内にペットの一時飼育場所の設定を進めていますが、現時点で設定率は 60%弱となっています。

そこで、さらに一時飼育場所の設定を進めていただくための支援策として、令和 7 年度に、一時飼育場所を設定する拠点等に、各拠点の希望に応じて必要な資機材を配付しますので、以下をご確認のうえ、配付をご希望される場合にはお申込みください。

1 対象拠点（下記の条件に合致すれば全拠点が対象となります。）

- (1) 新たに一時飼育場所を設定する拠点（設定に向けた検討が進んでいる拠点）
- (2) 一時飼育場所は設定済だが、飼育環境をより改善するためなどにより資機材が必要となる拠点

2 配付条件等

- (1) 拠点におけるペットの一時飼育場所の設営に必要となる資機材であること
- (2) 配付された資機材の保管場所をあらかじめ準備することができること
(動物愛護センターや区で保管することはできません。)
- (3) 配付された資機材を適正に保管することができること
(盗難・汚損の場合、すぐに再配付することはできませんのでご承知おきください。)
- (4) 他の用途への転用は行わないこと（災害時において、緊急やむを得ない場合を除く。）
なお、一部の資機材は、平常時に地域・学校のイベント等で活用することは差し支えありません。
(詳細は「6」を参照してください。)

3 対象資機材

原則として、資料 1「指定資機材一覧」に掲載された物品等を配付対象とします。

なお、拠点の状況により指定資機材以外のもの（以下「個別調達資機材」という。）が必要な場合は、必ず事前に動物愛護センターにご相談ください。

ただし、消費する物品（ペットシート、消臭剤、養生テープなど）は配付対象外です。

4 配付方法（申込制・先着順）

各拠点からの配付希望を動物愛護センターで集約し、一括で調達したうえで各拠点に配付します。

(1) 申込時期

一時飼育場所設営に係る資機材配付申込書（提出様式）（以下「申込書」という。）により、以下の期限までにお申し込みください。

なお、予算（500 万円）を超過した場合はその時点で受付を終了します。

ア 受付期間（先着順）

令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで（郵送の場合、動物愛護センター必着）

(2) 申込方法

先着順の判断は、郵送は消印日、FAXは受信日で判断します。(時間は考慮しません)

ア 郵送(郵送料は各自負担)

以下の宛先に郵送してください

〒221-0864 神奈川県菅田町 75-4 横浜市動物愛護センター 災害時ペット対策担当 行

イ FAX(通信料は各自負担)

FAX番号: 045-471-2133 横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当 行

(3) 納品時期

令和7年12月頃(予定)

物品の調達状況により、納品時期が前後する場合があります。

(4) 納品方法

各拠点への配送は業者に委託する予定です。

配送業者から、申込書に記載された拠点の資機材受取ご担当者あてに納品日を事前に連絡します。

受取時には立会いが必要となります。なお、配送日時はご希望に添えない場合があります。

5 申込上限額

1拠点あたり10万円(上限額)

なお、上限額の計算にあたっては、指定資機材の金額は実際の調達額ではなく、別紙1「一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧(兼 計算表)」に掲載した額(=実売価格や送料等を考慮し、動物愛護センターが決定した額)とします。

また、個別調達資機材については、当該資機材の定価に送料を含めた金額、又は参考見積額など実際の調達に必要な額が一定程度判断できるもので計算します。

6 平常時利用

今回配付する資機材は、平常時に地域や学校のイベントで 사용할 ことができます。

使用目的・方法等については、各拠点で管理・調整してください。

なお、平常時の利用が原因で、破損・汚損した場合、すぐに代替品を配付することはできませんので、使用の際にはご注意ください。

7 事例紹介へのご協力

今回の資機材配付をご利用いただいた拠点の中で、他の拠点の参考になるような好事例があった場合は、取材のうえ動物愛護センターのホームページや拠点一時飼育場所の設定事例集などに掲載させていただくことを検討していますので、その際はご協力をお願いします。

8 留意事項等

(1) 申込受付について

申込は各拠点1回までとしますので、よくご検討のうえお申し込みください。

(2) 受領後の返送について

製品不良等を除き、原則として承ることはできません。よくご検討のうえお申し込みください。

(3) 小中学校等への説明について

拠点となる小中学校等に対しては、令和7年1月～2月に事業趣旨を周知しています。
また、同年4月から5月にかけて、校長会の役員会などで改めて事業の詳細を説明しています。
資機材の保管場所など、拠点となる小中学校等と調整したうえでお申し込みください。

(4) 次年度（令和8年度）以降の事業について

継続して実施することを検討していますが、実施状況によって事業規模を拡大又は縮小する場合があります。次年度に配付希望がある場合など、ご要望は別途お知らせください。

(5) その他

ご不明な点等がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

9 添付書類

- (1) 一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（提出様式）
- (2) 一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）（資料1）
- (3) 一時飼育場所設定用資機材（イメージ）（資料2）

10 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川区菅田町 75-4

TEL 045-471-2111 FAX 045-471-2133

Mail ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp（令和7年5月以降送受信可）

※ 一時飼育場所の設定に関しては、上記問合せ先のほか、各区生活衛生課でもお問合せを承ることができます。

一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書

(提出様式)

横浜市動物愛護センター 宛

郵送 又は FAX (045-471-2133)

拠点名

No.	資機材名	数量	単価	金額
1	ワンタッチタープテント① (3m×3m)		45,000	
2	ワンタッチタープテント① (3m) 専用グランドシート		5,000	
3	ワンタッチタープテント② (2.5m×2.5m)		40,000	
4	ワンタッチタープテント② (2.5m) 専用グランドシート		5,000	
5	ワンタッチタープテント③ (2m×2m)		35,000	
6	ワンタッチタープテント③ (2m) 専用グランドシート		5,000	
7	ワンタッチタープテント④ (特大: 3m×6m)		80,000	
8	消臭機能付ゴミ箱① 25L		8,000	
9	消臭機能付ゴミ箱② 14L		6,000	
10	ブルーシート① 3.6m×5.4m (約12畳)		8,000	
11	ブルーシート② 3.6m×3.6m (約8畳)		6,000	
12	ブルーシート③ 3.6m×2.7m (約6畳)		4,000	
13	ブルーシート④ 2.7m×1.8m (約3畳)		3,000	
14	雨除けビニールシート① 3m×3m		3,000	
15	雨除けビニールシート② 2m×2m		3,000	
16	トラロープ 太さ 9mm～10mm×50m		3,000	
17	丸形ロープ止め① 12×450mm×20本		12,000	
18	丸形ロープ止め② 12×600mm×20本		15,000	
19	ランタン		7,000	
20	折りたたみソフトケージ (L)		8,000	
21	折りたたみソフトケージ (M)		6,000	
22	折りたたみソフトケージ (S)		5,000	
23	物置 (ベンチストッカー)		30,000	
※ No.2・4・6は単体では希望できません (1/3/5とセットで希望)			合計額	

(上限: 10万円)

配送場所 (施設名等)	拠点 ・ 拠点以外 ()		
配送場所 (住所)	横浜市 区		
受取代表者 氏 名		受取代表者 連絡先(TEL)	
受取可能 (曜日)	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金		
受取可能 (時間帯)	午前 ・ 午後		

※ 受取代表者への連絡は平日日中に行います。
 ※ 納品時には立会いが必要となります。
 ※ 土日祝日の配送指定はできません。
 ※ 詳細な時間指定はできません。

一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）

【資料 1】（医療局動物愛護センター）

	名称	数量	基準額	算出額	参考商品	仕様（概要）	備考
1	【一時飼育場所用雨除け等】 ワンタッチタープテント① （大型：3m×3m）		45,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（スチール）サイドシート2枚付 （色は選べません）	組立時：（約）3.0m×3.0m×1.76m/2.48m/2.56m 収納時：（約）114cm×22cm×22cm 本体：16kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
2	ワンタッチタープテント①（3m） 専用 グランドシート		5,000	0		広げた時のサイズ：（約）3.0m×3.0m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「1」専用の一体型レジャーシート ※単体購入不可
3	ワンタッチタープテント② （中型：2.5m×2.5m）		40,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（スチール）サイドシート2枚付 （色は選べません）	組立時：（約）2.5m×2.5m×1.65m/2.37m/2.45m 収納時：（約）114cm×22cm×22cm 本体：14.5kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
4	ワンタッチタープテント②（2.5m） 専用グランドシート		5,000	0		広げた時のサイズ：（約）2.5m×2.5m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「3」専用の一体型レジャーシート ※単体購入不可
5	ワンタッチタープテント③ （小型：2m×2m）		35,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（スチール）サイドシート2枚付 （色は選べません）	組立時：（約）2.0m×2.0m×1.57m/2.29m/2.37m 収納時：（約）114cm×22cm×22cm 本体：13.5kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
6	ワンタッチタープテント③（2m） 専用グランドシート		5,000	0		広げた時のサイズ：（約）2.0m×2.0m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「5」専用の一体型レジャーシート ※単体購入不可
7	ワンタッチタープテント④ （特大：3m×6m）		80,000	0	CYFIE CHA-LP-L036 スチールフレーム製（防錆・防水効果） （色は選べません）	組立時：（約）3.0m×6.0m×2.9m/3.0m/3.1m 収納時：（約）126cm×35cm×27cm 本体：35kg 附属品：収納ケース(1)、ペグ(6)、ロープ(6)、砂袋(6)	・高さ3段階調節可、全面サイドシートあり ・強雨時の長時間使用は非推奨 ・収納ケースはキャスト付
8	【一時飼育場所用ごみ箱】 消臭機能付ごみ箱①		8,000	0	T-WORLD 防臭おむつペール 25型	・容量：25.5L ・本体（約）W38×D30×H42cm ・箱（約）W39×D31×H43cm	手を触れずに開閉できる2ステップpedal式 （袋サイズ）ポリ袋：30L（袋は各自で準備）
9	消臭機能付ごみ箱②		6,000	0	T-WORLD 防臭ペット用ワンタッチプッシュ式ペール	・容量：約14L ・本体：W30×D21×H47cm	ワンタッチプッシュ式、（袋サイズ）ポリ袋：20L、LLサイズ(45号）（袋は各自で準備）
10	【雨除け、仕切り、敷物等】 ブルーシート①		8,000	0	萩原工業 ブルーシート（＃3000）	3.6m×5.4m（2間×3間 約12畳）	国産指定 ・重さ：約150g／㎡ （2間×3間で約3.3kg、2間×2間で約2.2kg、 2間×1.5間で約1.7kg、1.5間×1間で約0.9kg） ※ スターターキット保管分では不足する場合
11	ブルーシート②		6,000	0		3.6m×3.6m（2間×2間 約8畳）	
12	ブルーシート③		4,000	0		3.6m×2.7m（2間×1.5間 約6畳）	
13	ブルーシート④		3,000	0		2.7m×1.8m（1.5間×1間 約3畳）	
14	マルチウエイト（注水式）		1,000	0	－	注水式（6ℓ）（製品未定）	シート等が飛ばないようにする重し
15	【一時飼育場所雨除け】 雨除けビニールシート①		3,000	0	－	3m×3m	・ボタンホール付、半透明、メッシュ構造、匂いあり ・紫外線遮断、自然光取り入れ、保温・保湿効果あり
16	雨除けビニールシート②		3,000	0	－	2m×2m	
17	【人と動物の動線区分等】 トラロープ		3,000	0	標識トラロープ	#9（太さ 8mm）×50m	・人とペットの動線を区分したい時等に使用 ※ スターターキット保管分では不足する場合等
18	丸形ロープ止め①		12,000	0	丸型ロープ止め ユニクロメッキ	12（穴の大きさ）×450mm（長さ）×20本	・人とペットの動線を区分したい時等に使用 ・地面に打ち込み、ロープなどで引っ張り固定するための金具 （区画を作る場合等）に使用）
19	丸形ロープ止め②		15,000	0		12（穴の大きさ）×600mm（長さ）×20本	
20	ロープテンショナー		2,000	0	－	8個入り（55ミリ×20ミリ（8ミリ穴）重量 約4g）	ロープ（張り網）の長さを調節し、タープ等にテンションをかけられる緩みにくい三つ穴構造の自在金具
21	【一時飼育場所用照明】 ランタン		7,000	0	DURACELL3way電源ランタン （太陽光・USB充電・電池）	（約）直径14×高さ26cm	・リチウムイオン電池内蔵、単1アルカリ乾電池×4本 ・明るさ3段階、防水機能：IPX4
22	【拠点予備配置用】 折りたたみソフトケージ（L）		8,000	0	アイリスオーヤマ POSC-800A	（約）W80×D51×H66cm 折りたたみ時（約）W53×D6×H57cm	※ <u>平常時利用不可（訓練時は可）</u>
23	折りたたみソフトケージ（M）		6,000	0	アイリスオーヤマ POSC-650A	（約）W67×D45×H56cm 折りたたみ時（約）W48×D6×H48cm	ペット用のケージは原則、飼い主持参です。 （避難所に予備を置きたい希望がある場合に申請） ・他メーカー同等品になる場合があります。
24	折りたたみソフトケージ（S）		5,000	0	アイリスオーヤマ POSC-500A	（約）W53×D32×H42cm 折りたたみ時（約）W34×D6×H38cm	
25	【一時飼育場所資機材保管用】 物置（ベンチストッカー）		30,000	0	ケター ダーウィン ボックス 380L （色は選べません）	外寸（約）W142.5×D65.3×H54.5cm 内寸（約）W132.2×D55.7×H47.4cm	・設置にあたっては、関係者と十分調整してください。 ・各自で組立が必要です。
		0		0			

一時飼育場所設定用資機材 ※ 写真はイメージです（必ずしも同一の製品とは限りません）

1.3.5 ワンタッチタープテント①②③

センターロック式サイドフレーム強化版（スチール）サイドシート2枚付

+ オプション：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート1枚 （2.4.6専用グランドシート：別途希望可）

1：（3m×3m）



3：（2.5m×2.5m）



・一時飼育場所雨除け用

5：（2m×2m）



※ 高さは3段階で調整可能

（折りたたみ時：各サイズ共通）



（サイドシート展開時）
※ 4枚付で購入



2.4.6
専用グランドシート
※ 折りたたみ時



（参考商品URL）

<https://fieldoor.com/tarp/tarptentsteelstrong/>

7 ワンタッチタープテント④（3m×6m）

・一時飼育場所雨除け用



窓あり、全面を横幕で覆うこと可（開閉はファスナー）



- ・UVカット生地使用（UPF50+）
- ・耐水压：1500mm
- ・大雨時の使用は非推奨
- ・強雨時の長時間使用は非推奨

（参考商品URL）

<https://item.rakuten.co.jp/chacha1/cha-lp-l036/>

8.9 消臭機能付ごみ箱（ペール缶）

7 T-WORLD 防臭おむつペール 25L



- ・容量：約25L
- ・推奨袋サイズ：30L

・一時飼育場所用ごみ箱

8 T-WORLD ゴミ箱 防臭ペット用ペール 14L



- ・容量：約14L
- ・推奨袋サイズ：20L

・一時飼育場所用ごみ箱

一時飼育場所設定用資機材 ※ 写真はイメージです（必ずしも同一の製品とは限りません）

10～13 ブルーシート



・雨除け、仕切り、テントサイドシート等

- ・サイズは4種類
- ・国産指定
- ・ハトメあり
- ・重さ(約)150g/㎡

14 マルチウェイト(注水式)

・シート等の重し

- ・6リットル
- ・写真はイメージです



15.16 雨除けビニールシート①②



・一時飼育場所雨除け用等

- ・サイズは2種類
- ・ボタンホール付
- ・半透明、メッシュ構造
- ・紫外線遮断
- ・自然光取り入れ
- ・保温・保湿効果あり

17 トラロープ



・人との動線区分用等

- ・サイズは1種類
- ・太さ:8mm
- ・長さ:50m

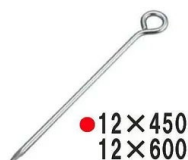
20 ロープテンショナー



・人との動線区分用等

- ・サイズは1種類
- ・ロープの太さ(推奨):6-9mm

18.19 丸形ロープ止め①②



・人との動線区分用等

- ・長さは2サイズ(45cmと60cm)
- ・ユニクロメッキ
- ・20本セット

21 ランタン



・一時飼育場所用照明



ソーラーパネルを搭載
内蔵バッテリーの充電に対応



バッテリー内蔵 4400mAh



スマホなどUSB機器の充電に対応



最大2000lm
明るさ 3段階
(最大200時間)



単一電池4本に対応



USBアダプタ、モバイルバッテリーから内蔵バッテリーに充電可能

22～24 ペット用ソフトケージ

・一時飼育場所配備用(予備)



25 物置(ベンチストッカー)

・ペット用資機材保管専用

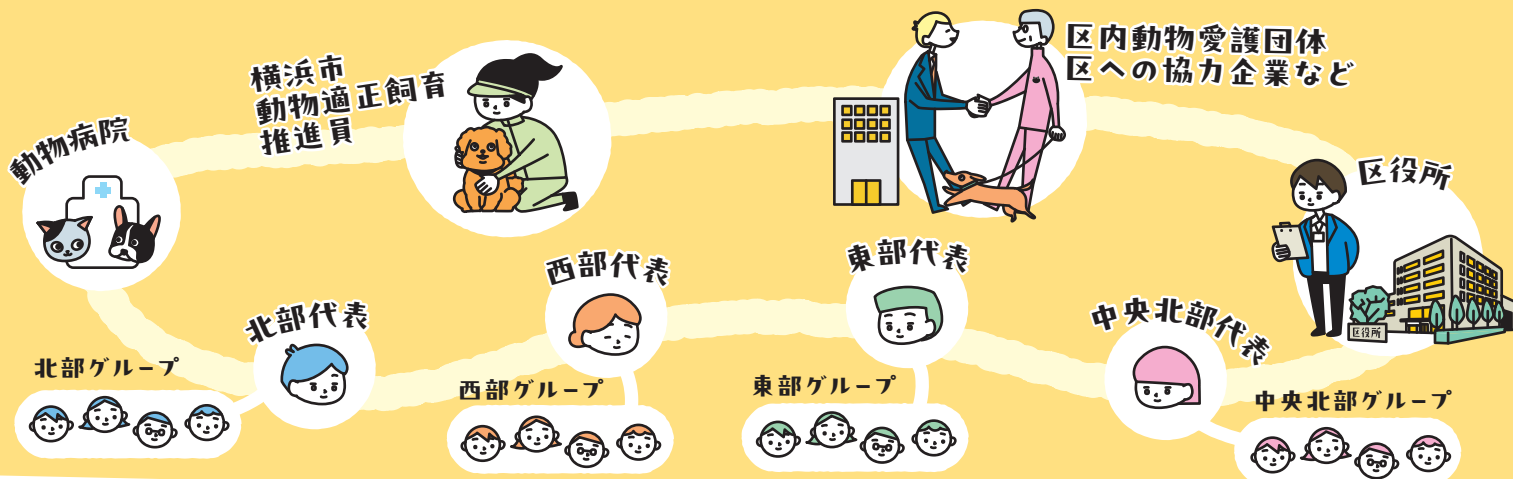


- ・設置にあたっては、拠点関係者とよく調整してください。
- ・上開き、施錠には別途南京錠等が必要
- ・平常時は、ベンチとして活用することができます。
- ・組立は30分～1時間程度(1人～2人で可)

災害時に地域で助け合えるネットワークを発足します！

鶴見区

災害時のペット対策勉強会



2025 年

6 月 28 日 土

14:00 → 16:30 | 開場 13:30 |

鶴見区役所 6 階会議室

グループワーク

- 災害想像ゲーム〈DIG〉
- (かながわ 311 ネットワーク)
- ゲームを通して地域の特性をふまえた災害時のリスクや課題を学びます

説明・紹介

- 横浜市のペット防災
- 鶴見区災害時のペット対策ネットワーク
- (鶴見区生活衛生課)
- 災害時に地域で助け合えるネットワークを紹介します

定員 先着 60 名

対象 鶴見区在住・在勤・在学の方、区内動物病院、ペット関係事業者、地域防災拠点運営委員等

申込 6/11 (水) ~ 6/25 (水) に電子申請、電話または窓口
(手話通訳希望の場合はその旨お知らせください)

申込先・問合せ先

鶴見福祉保健センター生活衛生課環境衛生係

所在地：鶴見区鶴見中央3丁目 20-1

TEL：045-510-1845 FAX：045-510-1718

電子申請はこちら



鶴見区 災害時のペット対策について

注意
点

- * ペット同伴不可
- * やむを得ない状況により、本セミナーを中止とする場合は ウェブページでお知らせしますので必要に応じてご確認ください。
- * 休日のため区役所駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

FAX、E-mail申込票

送信先FAX番号：045-510-1718

E-mail：tr-eisei@city.yokohama.lg.jp

鶴見区災害時のペット対策勉強会

6月28日（土）14：00～16：30

会場：鶴見区役所6階会議室

代表者氏名、住所、電話番号 ★必ずご記入ください★	代表者名：	住所：
	電話番号：	
その他、参加希望者 （当日は地域ごとに分かれてグループワークを行いますので、お手数ですがご住所まで記入してください）	参加者名：	住所：
	参加者名：	住所：
	参加者名：	住所：
	参加者名：	住所：
	参加者名：	住所：
地域防災拠点名		
勉強会で知りたいこと等あればご記入ください。		
申込み・問い合わせ先 鶴見福祉保健センター生活衛生課 環境衛生係 （鶴見区鶴見中央3丁目20-1） TEL：045-510-1845 FAX：045-510-1718 E-mail：tr-eisei@city.yokohama.lg.jp		

災害時要援護者支援のための取組、訓練の実施について

過去の大きな災害では、多くの方が自助・共助により助かっている一方で、自力での避難が難しい高齢者や障害者等「要援護者」の被災率が高く、支援が不十分であったことが報告されています。こうしたことを受け、区では毎年自治会町内会又は民生委員と各地域防災拠点に災害時要援護者名簿をお渡しし、各地域の災害への備えや災害発生時の取組の支援を行うとともに、毎年、拠点訓練において、災害時要援護者救助訓練の実施をお願いしています。

つきましては、鶴見区総務課からの地域防災拠点訓練等の実施方針に基づく訓練において、災害時要援護者の支援を想定した訓練の実施について、引き続きのご協力をお願いします。

併せて、今年度の災害時要援護者名簿の配付方法等について周知いたしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

1 災害に備えた取組、拠点訓練の実施

必須訓練

鶴見区では、平成 26 年度に各地域防災拠点運営委員会と「災害時要援護者情報の提供に関する協定」を締結させていただき、拠点ごとの災害時要援護者情報（名簿）を年 1 回提供し、拠点の防災訓練や運営計画等に活用いただいています。

取組例をご参照いただき、災害時要援護者支援を想定した訓練のご検討をお願いします。

【災害時要援護者名簿を活用した取組例】

・ 地域防災拠点の運営体制の検討

⇒車いすなどの動線確認や避難支援等の訓練、必要物品等の確認

⇒自治会町内会や民生委員と連携した要援護者の安否確認、情報共有方法の検討

・ 拠点に避難してくる災害時要援護者を想定した配慮事項の確認

⇒【別添 2】参考女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目

⇒円滑なコミュニケーションをとれるような情報伝達方法の確認

・ 災害時要援護者への訓練の参画

⇒訓練への参加呼びかけ、自助の促し

・ 発災後、自宅避難中の災害時要援護者への支援体制の検討

※【別添 1】「災害時要援護者支援のための取組事例集（横浜市健康福祉局）」の訓練事例も参考にしてください。

その他、107 自治会町内会と協定を締結し災害時要援護者名簿を提供、また協定を締結していない 19 の自治会町内会区域では民生委員に名簿を提供し、区内全域で災害に備えた日頃からの災害時要援護者との関係づくりなどを行っていただいています。

2 災害時要援護者等向けスペースの確認・検討

発災直後は、各地域防災拠点に数十名の要援護者等が避難生活を送ることが想定されます。

各地域防災拠点で要援護者向けのスペースや利用しやすい場所（例：出入口付近、バリアフリー対応等）を確保していただくことが必要です。

横浜市防災計画や横浜市学校防災計画では、地域防災拠点運営委員会と学校とが協議し、女性、乳幼児、高齢者・障害者、感染症患者等に配慮し、あらかじめ概ね3教室を確保し利用する、と定められています。この3教室は、事前に運営委員会と学校で話し合って決めておいてください。あわせて、要援護者等の区割り、運営方法等についての検討をお願いします。

※特定した3教室については、「実施計画書」避難場所割振訓練の欄に記載し、ご報告をお願いします。

【参考】

鶴見区では、災害時要援護者支援を進めていく地域の方々に向けて動画を作成しています。今後の取組を検討する際の参考にしてください。

「鶴見区 災害時要援護者 取組事例動画」で
検索か、二次元コードよりアクセス



鶴見区 災害時要援護者 取組事例動画



3 災害時要援護者名簿の配付（更新）について

災害時要援護者情報を更新した拠点ごとの名簿を年1回提供しています。

（名簿に登載されている方は、【別添2】参考のとおりです。）

更新した名簿は8月頃配付予定です。次の手続にご協力をお願いします。

【お願いしたいこと】

- お持ちの「水色ファイル」にある名簿部分の差し替え
- 「個人情報取扱方法に関する届」（第1号様式）の提出
- 地域防災拠点運営委員長（情報管理者）、防災訓練等で拠点の名簿を取り扱う方（情報取扱者）に対する
 - ・ 個人情報取扱研修の実施（年1回必須）（【別添3】の研修資料をご利用ください）
 - ・ 研修受講報告書の提出

※地域防災拠点訓練に向けてのスケジュール例

名簿の差し替え⇒地域防災拠点運営委員会にて個人情報取扱研修実施⇒運営委員会で名簿を確認⇒災害時要援護者支援を想定した取組・訓練の計画⇒訓練実施

災害
発生時の
取組

横浜市では、**発災直後の対応の流れ** を
次のように整理しています。
次ページより、場面毎の対応のポイントを整理します。

地震発生！

身の安全確認・災害情報伝達
安否確認・救出救護

- 身の回りや家族の安否確認
- 家の中や周囲の安全確認
- 災害発生状況等の情報収集



避難誘導

- 火災や家屋の倒壊などで危険な場合は、
まずは近くの公園・空き地へ避難



いっとき避難場所

公園・空き地など



- 火災や倒壊などで
自宅に戻れない場合



地域防災拠点

- 大規模な火災から
身を守る場合



広域避難場所

- 自宅が安全
な場合



自宅など

- 避難状況などの情報収集
- 家族・親族などの安否確認
- 自分の生存報告
- 支援の要請
- 避難生活の準備

※地域防災拠点での生活が困難な場合、必要に応じて移送

地域防災拠点で避難生活

福祉避難所で避難生活

災害発生時の取組

①災害情報伝達

- ◆確実な情報伝達を行うために
- ◆災害時に円滑なコミュニケーションが図れるように

自治会町内会等の地域は、連絡網やその他の情報伝達手段を活用して地域に災害情報を伝達します。要援護者のうち情報伝達に支援が必要な人に対しては、連絡先となっているご近所が災害情報伝達の支援を行います。

◆確実な情報伝達を行うために

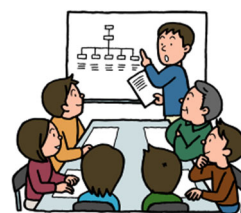
- ・ 要援護者への情報伝達が確実に行われるように、誰が誰に伝えるのか、あらかじめ担当を決めておきましょう。また、責任者も決めておくとい良いでしょう。

*** 地域の情報連絡体制づくり(例) ***

(例) 情報伝達を行う単位を「班」(10~20 世帯程度)と設定し、動きやすい組織とする。

※マンション等の場合は、棟毎/階段毎に設定する。

(例) 各班に「情報班」や「防災担当者」など、担当者を据える。



◆災害時に円滑なコミュニケーションが図れるように

- ・ 要援護者への情報伝達には、本人の病状、障害特性等に応じた伝達手段が必要になります。日頃から要援護者とコミュニケーションを図っておくことが大切です。

*** 災害時における要援護者との情報伝達方法(例) ***

(例) 耳の聞こえない方等に対しては、筆談や地図で示す。

(例) 外国籍市民に対しては、外国語で伝達する。

(例) 知的障害や自閉症のある方等、言葉で意思疎通が困難な方には、絵図を用いた指差しで意思疎通を行う。

(コミュニケーションボード)

※下記の URL からダウンロードが可能です。

⇒公益財団法人明治安田こころの健康財団

http://www.my-kokoro.jp/kokoro/communication_board/



災害発生時の取組

②安否確認

- ◆要援護者の安否確認の体制を整える
- ◆安否確認を円滑に行うために

災害時は自治会町内会等を通じ地域防災拠点を中心に安否確認を行います。発災直後は、ご近所が要援護者の安否確認を支援し、地域で助け合いを行います。

◆要援護者の安否確認の体制を整える

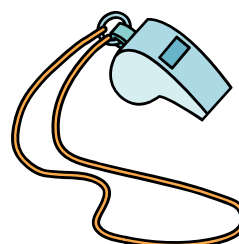
- ・ 要援護者の安否確認の方法について、事前にご近所と話し合っておくなど、日頃から安否情報の発信方法や手段の準備を考えておくことが大切です。

*** 安否確認の体制づくり(例) ***

(例) 連絡員となっているご近所だけでなく、近隣同士で協力するなど、複数で安否確認を行う。

(例) 自治会町内会の班など安否確認を実施するエリアを小さい単位で行うと、早く確認できる。

(例) 情報発信手段の事前準備として、NTT の「171」、緊急通報システム、笛、非常ベル、携帯電話・メール、インターネット、ファクス等を活用する。



◆安否確認を円滑に行うために

- ・ 安否確認の状況を、札やマークを用いて各戸で簡単に明示できる方法があります。

*** 安否確認を円滑に行うための取組(例) ***

(例) 支援者が安否の確認の際、安否確認済みの情報(A・B・C)を玄関等に掲示する。

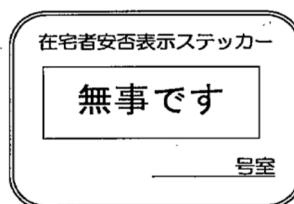
A: 登録者が無事で家屋にも被害が無く自宅にいる

B: 登録者は無事であるが家屋が倒壊するおそれがある

C: 救助する必要がある・怪我をしていて避難ができない



(例) 在宅者が自分の状況を、安否表示ステッカーや目印のリボン、タオルを玄関などに掲示する。



災害発生時の取組

③救出救護

- ◆要援護者の状況に応じた救出救護
- ◆必要な資機材・人材を備えておく
- ◆いざという時に備えて訓練を行う

救出・救護活動は、消防署及び消防団が中心となって他の防災関係機関、地域防災拠点運営委員会等の協力のもとに行います。

救出・救護は時間との戦いであるため、ご近所の安否確認により要援護者の救出・救護が必要と判断した場合は、近隣住民に協力を求めます。近隣住民は要援護者の状態に応じ、救出活動を実施します。

◆要援護者の状況に応じた救出救護

- ・ 要援護者の病状や障害特性はそれぞれによって異なります。一人ひとりに応じた救出・救護方法についてご近所を交えて検討しておくことが大切です。
- ・ また、高齢単身者などで自治会町内会等に参加しておらず、地域と接点が少ない方の対策を検討する必要があります。



◆必要な資機材・人材を備えておく

- ・ 要援護者の搬送には、タンカやリヤカーが必要です。特に高層住宅入居者の場合には、実際に必要な人員と資機材を事前に検討しておくことが大切です。
- ・ 人材確保については、特に高齢化の進行が著しい地域では、新たな担い手を育成したり、経験者を活用します。また、PTAと連携し、中高生を育成している取組があります。
- ・ 団地は各戸のドアが強固で災害時に開かなくなる可能性があるため、ドアを開けるためのバールを棟ごとに準備しておきます。



◆いざという時に備えて訓練を行う

- ・ いざという時にスムーズに使えるよう、普段から資機材の点検、取扱い方法の周知、身近なものを使った救護訓練等を行っておくことが大切です。
- ・ 要援護者自身にも、日頃から身の回りの安全点検・安全対策を行い、地域の防災活動へ参加することなどを呼びかけましょう。
- ・ 自治会の防災倉庫など地域の資源を、住民に広く周知しておきましょう。

災害発生時の取組

④避難所へ誘導する

- ◆要援護者の状況に応じた避難誘導
- ◆要援護者の避難経路を検討しておく

自治会町内会などが中心となって、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会役員、保健活動推進員や消防団員等が連携・協力して、要援護者の避難支援にあたります。ご近所にも協力をもらいます。

◆要援護者の状況に応じた避難誘導

- ・ 要援護者の病状や障害特性はそれぞれ異なります。避難誘導方法について、例のような配慮が必要です。移動手段、避難場所などとあわせて事前に検討しておくことが大切です。



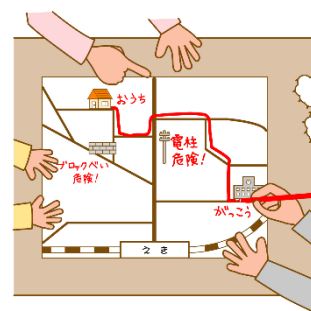
*** 避難誘導の方法(例) ***

- (例) 搬送手段として車椅子の代わりにキャスター付きの椅子等を活用。
- (例) 平常時から搬送用の車両提供者を定めておく。
- (例) 高層建物上層階からの救出の場合、階段に板を置いてスロープにする。
- (例) 高層住宅の階段を下りる場合、竿と毛布で作る簡易担架が使えないこともあるため、布と帯で抱える布担架やおんぶ紐、敷き布団等を活用して搬送。



◆要援護者の避難経路

- ・ 防災マップを活用し、要援護者の避難経路を検討しておきます。避難所までの距離が離れている場合、建物の倒壊等で避難路が通れなくなる場合、高層住宅である場合、支援者が不足する場合など、避難誘導を阻害する要因をどのように克服するか、いくつかの方策の検討が必要です。
- ・ 防災マップやまち歩きを通じて検討しておきます。



*** 避難経路設定のポイント ***

(ポイント！) 避難経路を2経路以上確保します。

- ・ 災害時は建物や塀の倒壊等で予定していた避難経路が通れなくなる可能性がありますので、避難経路は2経路以上を検討しておきます。

災害発生時の取組

⑤避難生活を支援する

- ◆要援護者の要望を確認する
- ◆要援護者に配慮したスペースを確保する
- ◆避難生活が困難な方は福祉避難所へ
- ◆避難していない要援護者の把握・支援を行う

要援護者にとっての避難生活は、健常者以上に厳しいものです。避難所のように、自宅と環境が全く異なる慣れない場所での生活はなおさらです。要援護者が安心して生活を続けられるために地域でできることを検討してみてください。

◆要援護者の要望を確認する

- ・まずは、要援護者にどのような生活上の支障があるか、どのような支援を必要とするのかを直接確認します。

*** 要援護者の要望把握を円滑に行うための取組(例) ***

(例) 緊急時に必要な情報を記入したカードなどを持参するようにしてもらう。

(例) 地域防災拠点の運営にあたって「要援護者支援担当班」を作り、要援護者を支援する。



◆要援護者に配慮したスペースを確保する

- ・段差の少ない場所やトイレに近い場所、集団で過ごすことが苦手な人のためのスペースなど、要援護者に配慮したスペースを確保します。

◆避難生活が困難な方は福祉避難所へ

- ・地域防災拠点または在宅での避難生活が困難な方については、援護の必要性が高く、社会福祉施設等の福祉避難所への避難が必要だと区役所（区本部長）が判断した場合、福祉避難所で受け入れます。

◆避難していない要援護者の把握・支援を行う

- ・避難していない要援護者の情報が入った場合は、安否確認をしてくれる協力員を募集し、自宅に取り残されていないか安否確認を行います。
- ・要援護者の自宅が地震で大きな被害を受けていなければ、自宅での生活が可能です。地域防災拠点に避難しない要援護者の情報を把握し、地域で協力して配給される食糧や水などが行き渡るように配慮しましょう。

参 考 災害時要援護者名簿に登載されている方

令和6年10月1日時点で在宅で、次の条件に該当し、名簿への登録について、同意があった方（同意方式）又は拒否の意思表示がなかった方（情報共有方式）が名簿に登載されています。（どちらの方式の名簿かは、自治会町内会によって異なります。）

高 齢 者	①介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方 ア 要介護3以上の方 イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方 ウ 認知症のある方（要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の方）
障 害 者	①障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者 ②視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方 ③療育手帳（愛の手帳）A1・A2（重度）の方

参 考 女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目（横浜市防災計画より）

	女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目
女性	1 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） 2 女性への性暴力等を防ぐための防犯の強化 3 トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） 4 プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 5 女性用物資の女性による配布 6 妊婦に対しての配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	1 授乳等のスペースの確保 2 泣き声への対応（専用スペースの確保等） 3 子どものプレイルームや学習スペースの確保 4 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	1 認知症等への配慮 2 生活不活発病（体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気）の予防、早期発見と対応 3 オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） 4 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害者	1 障害の特性に配慮したスペースの確保 2 視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） 3 福祉用具など障害ごとの個別のニーズの把握
外国人	1 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） 2 通訳ボランティアの確保 3 日本人との生活習慣の違いへの配慮
感染症患者等	インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースの確保

災害時要援護者情報（個人情報）の取扱研修資料

1 個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、「特定の個人を識別することができる情報」のことです。

また、生年月日、性別等はそれだけでは個人を特定できませんが、他の情報と組み合わせると個人を特定できれば、個人情報になります。

（例）氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、家族構成、病歴・障害、思想、信条等

2 個人情報取扱いのポイント

○ルールの基本は「自分の情報がどこでどのように扱われるか自分で決められること」です。本人が知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないように配慮してください。

○個人情報は、保護と活用のバランスが大切です。

正しく理解し、大切に取扱い、安心して暮らせる地域づくりにつながります。

○相手との信頼関係をつくることが重要です。相手が大切にしたいものを大切に取扱い、プライバシーには十分配慮します。

3 個人情報の提供・共有

平時でも本人の同意があれば、情報提供・共有ができます。ただし、本人の同意なく、個人情報の取扱者になっていない者（＝個人情報保護研修を受けていない者）には決して第三者に情報を提供してはいけません。

なお、災害発生時等本人の生命・身体に危険がある等緊急のときは、同意を得ずに、第三者に情報提供することができます。

4 「災害時要援護者名簿」の取扱い

次のことに注意して、災害時要援護者情報を取り扱ってください。

① 地域の支え合いの取組以外の目的で利用してはいけません。

⇒ 地域で日頃から名簿を活用し見守り等を実施する方（情報取扱者）は、必ず個人情報の研修を受け、受講者の名簿を区役所に届け出る必要があります。

② 区の許可を得ずに、複写又は第三者に提供してはいけません。

③ 正当な理由がなく、要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはいけません。

④ 区から提供された個人情報の保管について、その漏えい、紛失などがないよう、必要な措置を講じてください。

⑤ 原則として名簿の内容を電子データ化してはいけません。

⑥ 情報の漏えいや紛失などの発生又は恐れがある場合は、すぐに区役所に連絡してください。

誰もが安心して暮らせる地域づくりのため
個人情報の適正な取扱いにご理解・ご協力をお願いします。



【参考】法令等の規定（抜粋）

＜災害対策基本法の規定＞

- 名簿情報の提供を受けた者は、名簿情報の漏えいの防止、要援護者の利益の保護に必要な措置を講じる必要があります。
- 名簿情報の提供を受けた者、名簿情報を利用して避難支援に携わる者は、正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしてはいけません。

＜横浜市震災対策条例の規定＞

- 個人情報の提供を拒否した要援護者の情報は提供しません（災害時は提供可能）。
- 日頃からの要援護者支援に取り組んでいない組織への個人情報の提供はできません。
- 個人情報の提供を受けたものは、情報を地域の支えあいの取組以外に利用してはいけません。
- 個人情報の提供を受けたものは、情報の漏えいを防止し、適正に取り扱う必要があります。

＜横浜市震災対策条例施行規則の規定＞

- 個人情報の提供を受けようとするものは、個人情報の提供に関する協定を締結します。
- 情報管理者、情報取扱者を定め、区に届け出ます。
- 情報提供は紙に印刷した書類で行います。
- 情報管理者、情報取扱者以外が個人情報を閲覧できないようにします。
- 情報管理者、情報取扱者は個人情報の取扱いに関する研修を受けます。
- 漏えい等がおきたときは、速やかに区に報告します。

＜区と締結した協定による規定＞

（※ 法律、条例、規則に規定されていることは省略）

- 区の許可を得ずに、複写もしくは第三者に提供してはいけません。
- 研修を実施したら、研修受講報告書を提出します。
- 名簿の保管方法等を定め、区に届け出ます。
- 電子データ化も禁止します。
- 個人情報が必要なくなったら、速やかに返却します。

妊産婦・乳幼児の災害対策について

1 妊産婦・乳幼児の災害対策について

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震を踏まえて、本市では『横浜市地震防災戦略』を改訂し、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援として、「妊産婦・乳幼児の災害対策」について取り組んでいます。

この度、『災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン』と『動画「妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」』を作成しました。「地域防災拠点訓練」や日頃の防災に関する打合せの際などに、ぜひご活用くださいますようお願いいたします。

※ 妊産婦・乳幼児の災害対策については、政策経営局男女共同参画推進課の男女共同参画の視点も取り入れながら対応を進めてまいります。

2 災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン（当事者及び支援者向け）



発災時の混乱を低減するための対応について、「妊産婦・乳幼児・ご家族などの当事者」「地域防災拠点の運営者などの支援者」それぞれの視点から具体的な行動の指針をまとめた資料です。

当事者の発災時の対応や日頃からの備えについて記載しているほか、地域防災拠点での妊産婦・乳幼児への配慮事項を掲載しています。

<横浜市ウェブサイトに掲載中です>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/bosibousai.html>

横浜市 乳幼児 妊産婦 防災



<地域防災拠点での妊産婦・乳幼児への配慮事項>

女性、乳幼児へ配慮すべき着眼点（参考）「地域防災拠点」開設・運営マニュアル

女 性	● 妊婦に対して配慮しましょう。 （休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）	● 女性用品は女性が配布するようにしましょう。
	● 着替えや洗濯物を干す場所を確保しましょう。	● 女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なることを配慮し、班長等の責任者に女性と男性の両方を配置する、拠点の職員が女性の視点を代弁する等、女性の意見を反映させましょう。
	● トイレに行きやすい工夫をしましょう。 （トイレの設置場所、トイレまでの経路、男女別のトイレの設置等）	● 女性へのストーカー行為等の犯罪被害を防ぐための防犯の強化を行いましょ。
乳 幼 児	● 授乳スペースを確保しましょう。	● 妊婦用に体育館の椅子の活用も考えましょ。
	● こどものプレイルームを確保しましょう。	● 泣き声への対応を考えましょ。 （専用スペースの確保等）

【出典】災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン

（横浜市こども青少年局こども家庭課 令和 7 年 4 月初版作成）

3 動画「妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」(支援者向け)

避難所運営における妊産婦・乳幼児への配慮の参考になるよう、緑区中山小学校での地域防災拠点訓練の様子とともにまとめた動画です。動画は15分程度の本編と3分程度のダイジェスト版の二種類を作成しています。

<動画本編(約15分間)>



(YouTube の URL)

<https://www.youtube.com/watch?v=vS8EDbo18yU>



<ダイジェスト版(約3分間)>



(YouTube の URL)

<https://www.youtube.com/watch?v=wiamPr4EilQ>



【参考】親子のための防災ハンドブック(当事者向け)



妊産婦・乳幼児・ご家族などの当事者が、日頃から災害が起きたときのことをイメージし、必要な備えを行えるように対策をまとめた冊子です。本市ウェブサイトで公開しています。

<横浜市ウェブサイトに掲載中です>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/bosibousai.html>



【担当】 こども青少年局こども家庭課

新谷、飯田、武井

電話 045-671-2390

メール kd-boshibousai@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 地域防災拠点 災害時における飲料水の確保について

水道局では、災害時の飲料水確保について市民の皆様と協働で訓練を行っています。災害用地下給水タンクの開設方法や飲料水の備蓄の重要性をご説明いたしますので、地域防災拠点の訓練の際に、応急給水訓練の実施についてもご検討をお願いいたします。

1 訓練内容

(1) 実技編

災害用地下給水タンクは、災害時に地域の皆さんに開設していただく設備です。訓練では、機材の保管場所や組み立て方法をご説明します。

対 象：災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点

上の宮中学校	寛政中学校	末吉中学校	潮田小学校
上末吉小学校	新鶴見小学校	寺尾小学校	生麦小学校

所要時間：30 分程度

(2) 講座編

災害時にどのくらいの飲料水が必要なのか、どこへ行けば飲料水が確保できるのか、パネル等を使用して説明します。

対 象：地下給水タンクが設置されていない地域防災拠点

所要時間：15 分程度

2 申込方法・問い合わせ先

(1) 申込方法

「応急給水訓練等 依頼書」に必要事項をご記入のうえ、地域防災拠点参与到事前に申し込みをお願いします。

(2) 問合せ先

水道局鶴見水道事務所 事務係
電 話：045-521-2321



令和 年 月 日

応急給水訓練等 依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

抛 点 名：

運営委員会委員長：

区役所参与:

実施日	令和 年 月 日 ()
時間	午前・午後 時 分 ～ 時 分 (水道局の訓練時間 午前・午後 時 分 ～ 時 分)

希望する訓練にチェックを入れてください

☐	1 実技編
☐	2 講座編

通信欄（ご要望等があればご記入願います）

--

※複数の地域防災拠点訓練の日程が重なった場合等には、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

地域防災拠点運営委員長 各位

鶴見区総務課長

令和7年度地域防災拠点運営研修のご案内（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も地域防災拠点運営委員の方を対象とした研修を実施します。別添の案内資料をご参照のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 研修概要

(1) 集合研修

地域防災拠点運営委員会ごとに、2名まで申し込み可能です。

(2) 自宅学習編

集合研修の受講が難しい方向けにご案内しているものになりますが、集合研修への参加・不参加にかかわらず、事前申込不要でどなたでも受講いただけます。

2 添付資料

- (1) 別紙1 「令和7年度地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内」
- (2) 別紙2-1 「令和7年度地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内」
- (3) 別紙2-2 「地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順」

担 当：鶴見区総務課防災担当

望月・小林・細川・林田

電 話：045-510-1656

FAX：045-510-1889

Eメール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年度 地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難者、学校、行政の相互協力により運営されます。本研修を受講し、地域防災拠点の具体的な運営方法について学びましょう。

1 研修対象者

地域防災拠点運営委員の方が受講できます。

※ 地域防災拠点運営委員会ごとに、2名まで申し込み可能です。

2 研修内容

（１）研修カリキュラム ※ 途中休憩あり

導入	「地域防災拠点について」	
第１部	【講義】「避難所運営は開設時がポイント」 講師：和泉 禮子 氏 （旭区東希望が丘小学校地域防災拠点運営委員長）	地域防災拠点運営委員長の方にご登壇いただき、『避難所開設』や『開設から運営への移行』のポイントについてお話しいただきます。
第２部	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	図上訓練を通して、地域防災拠点で起きている出来事に対し、どのように対応するか体験します。

（２）開催日時・場所 ※ 第１～３回いずれも同じ内容です。ご都合の良い日を選んでお申し込みください。

	日程	時間	場所	定員
第１回	８月２３日（土）	９：３０～１２：３０	栄区役所	約 60 名
第２回	９月６日（土）	９：３０～１２：３０	南区役所	約 60 名
第３回	９月２７日（土）	９：３０～１２：３０	緑区役所	約 60 名

3 お申し込み方法

「横浜市電子申請・届出システム」によりお申し込みください。

「二次元コード」又は「インターネット検索」によりアクセスいただき、所属する地域防災拠点名や受講希望日（第３希望まで選択可能）、メールアドレス等の必要事項を入力の上、お申し込みください。

【二次元コード】



【インターネット検索】

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

インターネット検索で、「地域防災拠点運営研修」のウェブサイトアクセスいただき、お申し込みください。

申込期限：令和 7 年 7 月 23 日（水）まで

※ 先着順ではありませんので、注意事項や入力内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。

※ 申込多数の場合は、第２、第３希望日とさせていただくか、抽選とさせていただきます。

※ お申込の重複にご注意ください。また、お申込み完了後は、システムの都合上、申込内容の変更・取り消しができません。お申し込み内容の変更・取り消し等をご希望の場合は、以下「５ お問合せ先」の担当までご相談ください。

※ 「横浜市電子申請・届出システム」によるお申し込みが難しい場合には、次ページの「５ お問合せ先」までご相談ください。

4 申込者への受講決定連絡

8 月初め頃、総務局地域防災課から、受講日時、会場、当日の持ち物等を記載した「受講決定メール」をお送りします。

「受講決定メール」の受信をもって、本研修の受講が確定します。

お申込み時のメールアドレスに誤りがあると、「受講決定メール」をお送りすることができません。お申し込みの際には、必ず正しいメールアドレスを入力していただきますようお願いします。
※ ドメイン「@city.yokohama.lg.jp」の受信が可能なアドレスでお申し込みください。

※ 抽選に外れてしまった方に対しても、別途メールでご連絡します。

5 お問合せ先

横浜市総務局地域防災課（納、帆高、福田）

電話番号：045-671-2011

6 その他

当日午前7時の時点で「警報」又は「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は、本研修は中止とします。警報等の発令状況については、「横浜市防災情報ポータル」にてご確認ください。

【横浜市防災情報ポータル】

二次元コード又はインターネット検索によりアクセスしてください。



横浜市防災情報ポータル

検索

令和 7 年度 地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内

『地域防災拠点運営研修（集合研修）』の受講が難しい方や、予定が合わず参加できなかった方などは、是非、自宅学習編の受講をご検討ください。

1 研修対象者

どなたでも受講できます。お申し込みも不要です。

2 受講方法

「よこはま防災 e-パーク」で受講をお願いします。

「よこはま防災 e-パーク」は、時間や場所にとらわれることなく、動画等により身近に防災を学べるウェブサイトです。

具体的な受講手順は、別紙「自宅学習編 受講手順」をご覧ください。

「よこはま防災 e-パーク」へは、次の「二次元コード」又は「インターネット検索」からアクセスしてください。



【二次元コード】



【インターネット検索】

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3 受講可能期間

いつでも受講できます。（ウェブサイトのメンテナンス時等の場合を除く。）

4 お問合せ先

横浜市総務局地域防災課（納、帆高、福田）

電話番号：045-671-2011

地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順

①「[よこはま防災 e-パーク](#)」のホームページをお開きください。



②トップページを下にスクロールし、「学習コンテンツを選ぼう!」の中から、「研修」カテゴリーの「地域防災拠点運営研修」ボタンを押してください。



- ③「①登録なしで自由に閲覧」又は「②ログインして受講※」が可能です。
- ※ 修了証の発行を希望する場合は、「ログイン」のうえ、ご受講ください。
 - ※ 新規登録を希望する場合は、「新規登録」ボタンからご登録ください。

新規登録・ログイン

登録なしで自由に閲覧する方

コンテンツ内にある動画やミニテストを自由に閲覧することができます。

※学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証を発行することは、出来ません。

学習履歴の保存や修了証を発行する場合は、新規登録又はログインしてください。

①

自由閲覧

自由閲覧希望(登録なし)の場合は、
こちらのボタンを押すと
すぐに動画をご視聴いただけます

ログイン

ニックネーム

パスワード

ニックネーム、パスワードが不明になった方は再度新規登録をしてください。

②

ログイン

初めての方(新規登録)

新規登録していただくことで、学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証の発行ができます。

新規登録の方法はこちら

②※

新規登録

「新規登録」を希望する場合は、右の画面で
必要事項を入力の上、ご登録ください。

新規登録①

新規登録

よこはま防災eパークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。利用規約をお読みの上でご登録ください。

※ニックネーム（ID）とパスワードは、必ずお控えください。

※ニックネーム（ID）及びパスワードを忘れた場合は、再度、新規登録をお願いします。

※修了証の発行には、登録が必要です。（即発行する場合は、代表者の登録が必要）

ニックネーム

他の利用者と同一お名前（ID）は使えません

パスワード

パスワードは英数小文字混合8文字以上で設定してください。

お住まいの区

登録する

- ④「地域防災拠点運営研修」ページが開いたら、「地域防災拠点の運営について」ボタンを押してください。



- ⑤『横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）』の動画をご視聴ください。



- ⑥動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「次のクイズへ」ボタンを押すと、次の動画のページが表示されます。

STEP
2

動画で学んだ内容をミニテストで復習しましょう。

スタート

STEP
2

クイズに挑戦

問題1



避難者が地域防災拠点に避難してきた際、受付で避難者カードを記入してもらうが、物資や情報を受け取りに来た自宅で避難生活を送る人（在宅避難者）には、避難者カードを記入してもらう必要はない。

○

×



次のクイズへ

⑦『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』の動画をご視聴ください。

STEP
1

動画で学びましょう。

地域防災拠点の開設・運営について

女性の視点を盛り込んだ避難所づくり



見る YouTube

※「▶」ボタンを押して、1つ目の動画から2つ目の動画にページを切り替えることが可能です。

 地域防災拠点の運営について 



横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）





STEP
1

動画で学びましょう。

横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル

班・担当の割り振り



- ⑧動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「戻る」ボタンを押してください。

戻る

- ⑨ ④～⑧と同様の手順で、「在宅避難について」、「多様な避難」、「要援護者支援」のコースもご受講ください。
(各コースの受講が完了すると、ボタンにメダルマークが表示されます。)

地域防災拠点運営研修

「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。


地域防災拠点
の運営につ
いて


在宅避難につ
いて


多様な避難


要援護者支援

修了証をもらう(個人)

修了証をもらう(団体)

アンケートはこちら

地域防災拠点運営研修に関する
お問い合わせはこちら

- ⑩全コースの受講が完了すると、修了証の発行が可能となります。
修了証は、個人又は団体でまとめて発行することができます。

(1) 個人で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(個人)」
ボタンを押してください。

自分の名前を入力して、修了証をもらおう

行政区 鶴見区

団体名 ■■地域防災拠点

名前 横浜 太郎

修了証をもらう

行政区、団体名、名前を
入力し、「修了証をもらう」
ボタンを押してください。



修了証が発行されますので、
ダウンロード又は印刷して
ご活用ください。

(2) 団体で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(団体)」ボタンを押してください。

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう(①)」又は「団体名で修了証を発行(②)」ボタンを押してください。

【注意】

団体で修了証を発行する場合は、システムの都合上、入力できる団体名が8文字以内となります。

9文字以上の団体名を入力したい場合は、「修了証をもらう(個人)」ボタンから、修了証の発行をお願いします。

①名前を入力した複数の受講者の修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

②行政区、団体名のみ記載された修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。



男女ニーズの違いに配慮した防災研修について（依頼） ～誰もが安心して避難生活を送るために～

このたび、市内すべての地域防災拠点を対象に、「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」を開催します。

過去の災害では、避難所において、性別や立場による被災状況の違いから、以下のような問題が発生しました。

【例】

- ・男女のニーズに対する配慮不足から、着替えや授乳スペースがないことや、子育て・介護中の家庭に必要な物資やケアが提供されないこと
- ・女性や子どもに対する性犯罪や性暴力の発生

内閣府の報告書によると、これらの問題は、避難所の運営者に女性が少ないことにより、避難所の環境改善に関する女性の意見が運営に反映されにくいことが要因の1つであるとされています。

このような課題に向き合うためには、女性をはじめ、高齢者や障害者などの要配慮者やその支援者が経験した災害時の困りごとを学び、誰もが安心して避難生活を送るために、どうしたら良いか考えておくことが大切です。

つきましては、能登半島地震など過去の災害で起きた事例を学び、性別や立場による被災状況や男女ニーズの違いに対応した防災の重要性について理解を深めることを目的に、以下の研修を開催いたしますので、本研修の周知のご協力及び研修へのご参加をお願いいたします。

1 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」について

以下の概要を予定していますが、具体的な日程や研修の詳細については、6月下旬に横浜市男女共同参画推進課のホームページにてご案内いたします。

検索 🔍 横浜市男女ニーズの違いに配慮した地域防災

また、別途チラシも送付する予定です。



（1）研修概要

ア 日時

令和8年1月～2月（2時間程度を予定しています）

イ 場所

男女共同参画センター横浜北 アートフォーラムあざみ野

（最寄駅：横浜市営地下鉄・東急田園都市線あざみ野駅徒歩5分）

ウ 対象者

地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

裏面あり

エ 定員

150名（先着）※男性の委員の皆様もぜひ御参加ください。

オ 参加費

無料

(2) 申し込み方法

「男女ニーズの違いに配慮した防災研修受講申込書」をご確認
いただき、右の二次元コードまたはFAXでお申込みください。

申し込み期間は、令和7年7月1日（火）～12月12日（金）です。



(3) 受講決定

申し込み完了をもって受講決定となりますので、当日会場までお越しください。

2 「防災出前講座」について

(1) 趣旨

講師が自治会・町内会や地域防災拠点等に出向き、災害時の男女ニーズの違いの理解を目的とする「防災出前講座」を実施します。通常は有料で実施をしていますが、4拠点に限り無料で実施をします。（先着となりますので、ご希望の拠点は早めにお申し込みください）

【防災出前講座の具体例】

- ・地域防災拠点訓練や会議等での男女ニーズの違いを踏まえた研修やワークショップの実施
- ・災害時の男女ニーズの違いを踏まえた地域防災拠点運営の助言

ア 日程

9月～1月頃 拠点の希望に応じ日程を調整

イ 対象

地域防災拠点運営委員会、自治会・町内会等
全市で4拠点（自治会・町内会含む）

(2) 申し込み方法

下記担当までお問合せください。

横浜市政策経営局男女共同参画推進課 佐藤・濱

電 話 045-671-2017

Eメール ss-danjo@city.yokohama.lg.jp

(3) 申し込み期間

7月1日（火）～【枠が埋まり次第、募集終了となります】

次頁あり

【参考】

こども青少年局では、『災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン』、『動画「妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」』を作成しており、当課とも連携をしながら事業を進めております。「地域防災拠点訓練」や日頃の防災に関する打ち合わせにぜひご活用ください。



<横浜市ウェブサイトに掲載中です>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/bosibousai.html>



【担 当】 政策経営局男女共同参画推進課 佐藤・濱

電 話 045-671-2017

Eメール ss-danjo@city.yokohama.lg.jp

男女ニーズの違いに配慮した防災研修 受講申込書

地域防災拠点名: 区 拠点

申込者名:

電話番号:

■令和7年度「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」に以下の通り申し込みます。

参加者氏名	ご住所	連絡がしやすい 電話番号
フリガナ:	〒	
フリガナ:	〒	
フリガナ:	〒	
フリガナ:	〒	

■講師に質問したい内容があれば、ご記入ください。

- ・提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。
- ・お申込み完了をもって受講決定となりますので、当日会場までお越しください。

定員は150名(先着)です。

- ・対象者: 地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

- ・申し込み先: 7月1日(火)～12月12日(金)

FAXで事務局(663-3431)に送信してください。

又は右の二次元コードでも申し込み可能です。



■問い合わせ先

政策経営局男女共同参画推進課 佐藤・濱

電話: 045-671-2017

Eメール: ss-danjo@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年 5 月 23 日

鶴見区地域防災拠点運営委員長各位

政策経営局男女共同参画推進課担当課長

令和 7 年度地域防災拠点運営委員に関する調査について（お願い）

平素より、本市の防災にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 7 年 3 月に改定された「横浜市地震防災戦略」では、多様な意見やニーズが反映された避難所運営が重点取組として位置付けられており、取組指標の一つとして「女性が参画し、ニーズを反映した訓練を実施した地域防災拠点数」が掲げられています。

このことを踏まえ、第 6 次横浜市男女共同参画行動計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定においても「地域防災における男女共同参画」を一層推進するため、基礎データの把握を目的に、地域防災拠点運営委員の女性人数について調査を実施いたします。

お忙しい中恐れ入りますが、令和 7 年度の地域防災拠点運営委員や運営委員長・副運営委員長等の役員の総数、女性の人数の回答にご協力をお願いいたします。

1 送付文書
回答様式

2 提出先
鶴見区総務課防災担当

F A X : 0 4 5 - 5 1 0 - 1 8 8 9 E メール : tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

3 提出期限
7 月 24 日（木）

鶴見区総務課防災担当

望月、小林、細川、林田

電話 : 0 4 5 - 5 1 0 - 1 6 5 6

F A X : 0 4 5 - 5 1 0 - 1 8 8 9

E メール : tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

拠点名	
担当者	
電話番号	
アドレス	

鶴見区総務課防災担当

地域防災拠点運営委員会女性委員等の人数調査について(回答様式)

	総数（人）	女性（人）
地域防災拠点運営委員		
運営委員長・副運営委員長等の役員		

回答にご協力いただき、ありがとうございます。

※性別が不明な場合は、総数にいらしてください。わかる範囲でご記入をお願いします。

※令和7年度の人数をご記入ください。

令和7年度「多文化共生の視点を取り入れた防災出前講座」のご案内

国際局政策総務課多文化共生担当

市内在住外国人人口は、約 13 万人となり、ここ数年、毎年約 1 万人ずつ増えています。

外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。

事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、30 分ほどの講座で、役立つ翻訳ツールや、対応するときにヒントになる情報をご提供します。

地域防災拠点の訓練のメニューに加えてみませんか。運営委員の皆さんの会合に合わせた開催も可能です。

【対象】2パターン

- ①地域防災拠点の 訓練参加者 向け
- ②地域防災拠点の 運営関係者 向け(概ね 7 名以上)

【時間】30 分程度

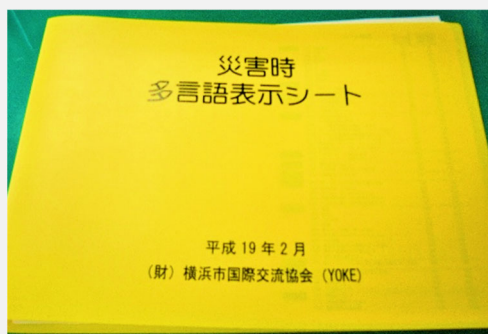
【日時】令和8年2月末までの希望日

【申込】

令和7年 12 月 26 日(金)までに、下記連絡先の担当者へご連絡ください。
対象②については、概ね7名以上の参加者と、場所の確保のご準備をお願いします。

【内容】

- ・地域防災拠点に配置されている「災害時多言語表示シート」の使い方
- ・外国人が災害時に直面する課題・対応方法
- ・「やさしい日本語」の紹介 など



連絡先：国際局政策総務課 多文化共生担当 和田・打木

TEL:045-671-3826 FAX:045-664-7145 Eメール:ki-tabunka@city.yokohama.lg.jp

令和7年4月8日

地域防災拠点運営委員長

セイフティーネットプロジェクト横浜

地域防災拠点訓練における出前講座の実施について

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援にご尽力いただきありがとうございます。

災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただきたくために、令和5年度に各地域防災拠点に対して、コミュニケーションボード等のセットの再配布を行いました。災害用コミュニケーションボードは、横浜市内にある障害者団体や、親の会、障害者作業所や活動ホームの連絡会、そして社会福祉協議会、横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

令和7年度も「セイフティーネットプロジェクト横浜」において次のとおり出前講座の実施が可能ですので、是非お声掛けください。

1 出前講座の内容

障害のある方やご家族、支援者のグループが地域に出向き、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をご説明します。

2 相談・申込み先

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター

TEL:045-681-1211 / Fax:045-680-1550

3 その他

出前講座の実施にあたり、実施予定日のおおよそ2か月前に事前にご相談ください。また他のイベント等と重なってしまっている場合等には、実施ができないことがあります。

参考：令和5年度に再配布した災害用コミュニケーションボードのセット等

＜内容＞ クリアーボックス(A4 幅3センチ程度)に入れて配布。

- ・説明文書(趣旨書):1
- ・コミュニケーションボード:3
- ・啓発チラシ:3
- ・文字盤:3
- ・バンダナ:緑色3、黄色3



＜問合せ先＞

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター

TEL:045-681-1211/Fax:045-680-1550

横浜市健康福祉局障害施策推進課

TEL:045-671-3598/Fax:045-671-3566

災害時に役立ちます！

障害のある方、そして地域の誰もが、安心して暮らしていくために
地域の中で、セイフティーネットをつくり支えていきたい。

地域で伝える！ みんなに伝える！
S-net横浜
セイフティーネットプロジェクト横浜



つかう

自閉症や知的障害のある方の中には、わかりやすい絵記号や写真を用いることで、コミュニケーションがスムーズになる人もいます。
コミュニケーションボードは、障害のある方と周囲の方たちとの間をつなぐ話し言葉に代わるものの一つです。
日常だけでなく災害時にもつかえます！

コミュニケーションボード・カード



- イラストは200種類以上！
自由に組み合わせて**オリジナル・コミュニケーションボード**が作れます。
- コンパクトな名刺サイズでつくれる**コミュニケーションカード**はリングでまとめて使えます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末に**ダウンロード**することもできます。

裏面のホームページアドレス、QRコードでアクセスしてください！



さむい
I feel cold



まいごになった
I am lost



いたい
I feel pain



そうなん
相談したい
I'd like a consultaion



すこし待ってください
Please wait for a moment



えびアレルギー
shrimp allergy

支えあう

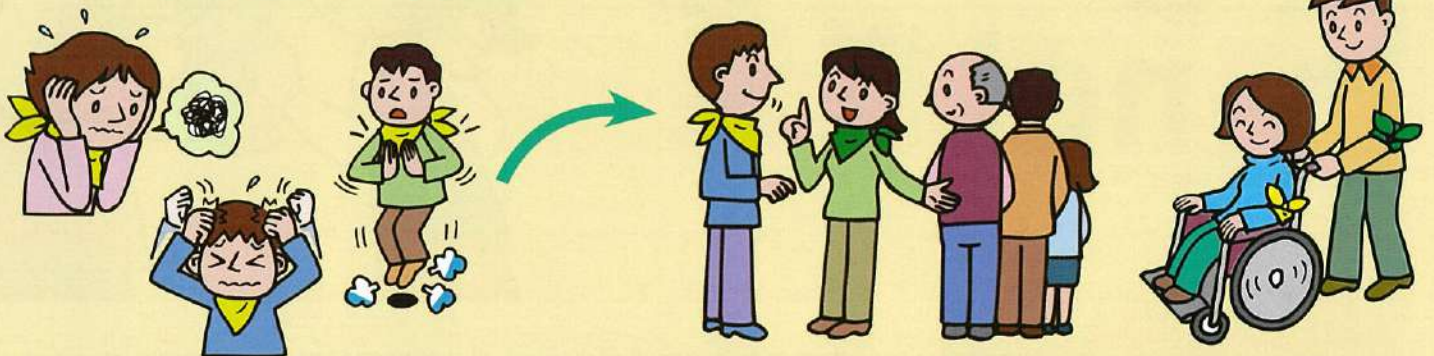
災害時、配慮が必要であることが、わかりにくい障害のある方も必要な支援を受けられるように「配慮が必要」な人は「黄色」、「支援ができる」人は「緑色」のものを身につけようという取り組みを進めています。

配慮が
必要

支援が
できる

★市販のバンダナやハンカチで用意してみてもいいでしょうか？

黄色と緑のバンダナ



●状況の判断がつかず、大きな不安を抱いたりパニックをおこしやすい人、人ごみや大きな声・音・強い光などが苦手な人もいます。

●具体的にゆっくりと確かめながらお話します。

広がる

障害のある方や家族、支援者が地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただき出前講座を行っています。

例えば、「知的障害や自閉症のある方への支援―避難場所編―」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある方への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、伝えています。

あなたの街に伺います！

出前講座



●S-net 横浜 事務局に相談

●担い手の皆さんと調整

●出前講座の様子
すでに、のべ100以上の講演が実施されています

S-net 横浜は、障害のある人や、その家族が自分たちのできることから取り組むことを大切に、さまざまな活動をしています。

連絡先: セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

(福) 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

TEL: 045-681-1211 FAX: 045-680-1550

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>



地域防災拠点のみなさまへ

出前講座をご活用ください

セイフティーネットプロジェクト横浜では、障害のある人やご家族、支援者のグループが地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただく活動（出前講座 ※裏面参照）を行っています。障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、みなさまのご理解、ご協力が必要です。各地域防災拠点での訓練や運営委員のみなさまの会合など、さまざまな場面での活用を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。ぜひご相談ください。

<申し込み・問い合わせ先>

※実施日の2か月までに下記までご相談ください。

なお、日程や内容により、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

■セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

電 話 045 - 681 - 1211 FAX 045 - 680 - 1550

ホームページ

URL <https://safetynet-yokohama.jp>

二次元コード



ー セイフティーネットプロジェクト横浜ー

2005年に発足し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害についてご理解いただくためのさまざまな活動をすすめている。市内15の団体・機関で構成されているプロジェクトで、障害者や家族が自分たちのできることから活動していくことを大切にしている。

【構成団体】

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市中心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A 研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市、横浜市・区社会福祉協議会

出前講座とは…

障害のある人や家族、支援者が、地域の方たちと顔見知りになるために、地域の会合に出向いて、自分たちのことを伝えていく活動。

例えば「知的障害や自閉症のある方への支援
-避難場所編-」では、災害時に避難場所等で、
自閉症や知的障害のある人への支援のポイント、
コミュニケーションボードの使い方等を、
紙芝居を使って伝えています。

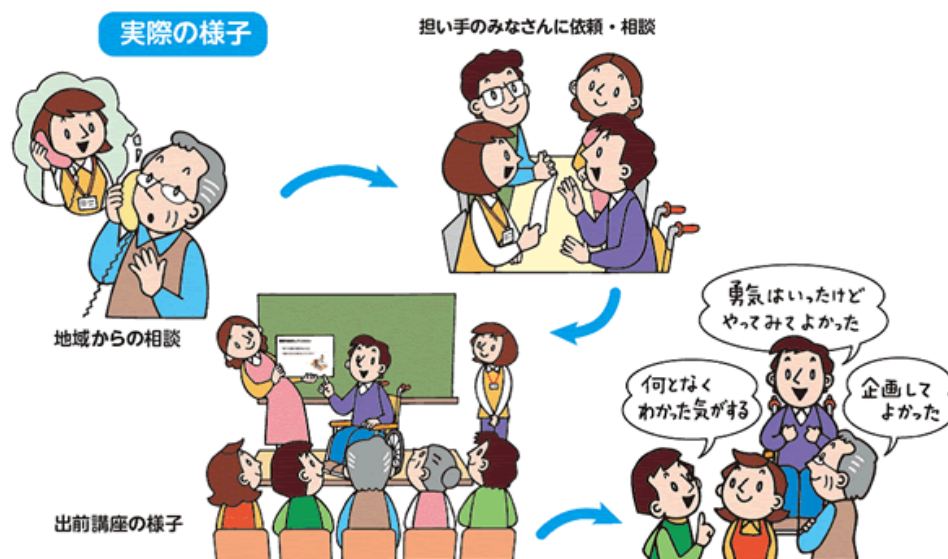
災害用コミュニケーションボードと
啓発パンフレット
(H19 年度作成・H30 年度改訂)



この他にも、

- ・ 障害のある人の感じ方や気持ちを理解してもらう体験
- ・ 障害のある人や家族が日頃の思いを発表

など、さまざまな障害理解に関するお話をしています。



災害ボランティアネットワーク

災害ボランティアネットワークは、阪神淡路大震災の教訓をもとに、2002年に設立しました。災害時のボランティアは同震災において大きく着目され、以降地震や水害といった様々な災害にも多くのボランティアが駆けつけています。鶴見区災害ボランティアネットワークでは、こうしたボランティアの受入、被災地からの要望とスムーズに結びつけていけるよう日々訓練を行っています

主な活動は？

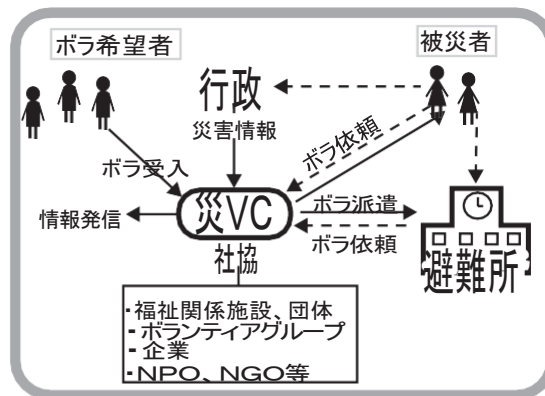
災害時

災害発生時に、災害ボランティアセンターを立上げ、鶴見区内外のボランティアの協力のもとに、被災地の救援、復興支援を行います。

- ① ボランティア受入と被災地からの依頼の調整
- ② 被災情報や生活情報の収集と発信

平常時

- ① ボランティア個人及び団体間の交流と情報交換
原則、毎月第4水曜日の18:00～運営委員会の開催
- ② 災害時の支援活動を行うための検討・研修
マニュアルの作成、区外災ボラとの交流
- ③ 災害時の効果的なプログラムの開発
コーディネーターの養成（訓練の実施）
- ④ その他
 - ・ 防災意識の啓発（講演会、防災訓練への参加）
 - ・ 被災地の救援活動への参加



メンバー募集中！

災害ボランティアとは？

災害発生後に被災地での生活や復興支援の為に、自主的に能力や労力、金銭等を提供し、活動する個人及び団体を災害ボランティアと言います。具体的には下記のような活動を行います。

こうした一般的なボランティアの他に、医師や手話通訳、介助等専門的技術を要する活動もあります。

- ① 被災地救援…個別の要望への対応や安否確認等
- ② 復興支援…仮設住宅への引っ越しやふれあい訪問等
- ③ 後方支援…救援物資の調達や仕分け、募金活動等

メンバーは？

鶴見区災害ボランティアネットワークは、災ボラに関心のある個人、及び団体によって構成されています。災ボラの活動にご理解・ご協力頂ける方は、鶴見区社協までご連絡下さい。

【会費】個人会員：1,000円／年、団体会員：2,000円／年

詳しくは、鶴見区災ボラホームページをご覧ください。

<http://www.yturumi-shakyo.jp/saigai/>

お問い合わせ 事務局：鶴見区社会福祉協議会

鶴見区鶴見中央4-37-3 リオベルテ 鶴声2階

TEL：045-504-5619

FAX：045-504-5616

担当：藤井・二木



横浜市 鶴見区災害ボランティアセンター (訓練会場)

主催 鶴見区災害ボランティアネットワーク・鶴見区役所・鶴見区社会福祉協議会

運営訓練

日時・場所 令和7年1月21日(火) 14:00~15:00 鶴見区福祉保健活動拠点多目的研修室

参加 合計: 54名 係員役: 17名 ボランティア役: 37名 (区役所職員・一般参加)



募集!
災害ボランティア役

災害ボランティア訓練でボランティアに扮し、受付〜活動報告までの流れを体験してみませんか?

リアル訓練のミッション
【おもしろいこと】
あなたは災害から生活のために助けを求めた「被災者(ボランティア)」としてセンターに到着したところからミッションは始まります!

【おもしろいこと】
災害時やスタッフの困りに従って
①受付をする
②オリエンテーション (説明) を聞く
③活動の内容や場所を決める
④必要な用具を受け取る

～ 支援活動をしたあと～
⑤活動終了の報告をする
⑥全体の経緯が終了後に集まり協議会

運営訓練
2025/1/21 (火)
14:00~15:00 訓練(14:30受付終了)
15:00~15:30 意見交換(予定)

会場
鶴見区福祉保健活動拠点
鶴見区鶴見中央4-37-37
リファクタビル 2階

お問い合わせ
鶴見区社会福祉協議会 (田中)
電話045-504-5619

こちらも募集中心!
鶴見区災害ボランティアネットワーク会員
鶴見区が被災した際には災害ボランティアセンターから「災害ボランティア」を募集する事業を行います。年時には災害ボランティア募集する団体との情報交換・運営協議会を開催しています。



令和7年5月23日

鶴見区地域防災拠点運営委員長 各位

鶴見区総務課長

**令和7年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用・新規配備
及び防災備蓄庫の状況確認等の実施について（依頼）**

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域防災拠点（以下「拠点」という。）における備蓄品について、例年8月から9月頃に実施している備蓄食料等の更新・有効活用に加え、今年度は1月から3月頃に新規拡充備蓄品の配備を行います。また、8月から約半年間をかけ拠点の防災備蓄庫の状況確認等（防災備蓄庫の整理整頓やレイアウトの作成などを専門業者に委託予定）を行います。

つきましては、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

1 各拠点の備蓄品の更新等について

令和7年8月から9月にかけて、拠点に配備している備蓄品の更新（配送・回収）等を行います（以下、「夏の更新」という。）。

(1) 配送・回収する備蓄品、対象拠点

別紙1「8～9月に回収・配送する備蓄品一覧」のとおり

(2) 備蓄品の回収

ア 救助資機材

令和6年度の拠点運営員会を対象としたアンケートの結果、配備当初からの社会情勢の変化、及び今後の備蓄品の新規拡充などの状況を踏まえ、拠点に配備されている救助資機材については、原則回収することになりました。このため、下表の救助資機材の回収希望数の御報告をお願いします。

なお、回収対象とした救助資機材を今後も拠点に配備することを希望する拠点は、引き続き拠点に残置することも可能です（今後の更新予定はありません。）。

【回収対象とする救助資機材一覧（全12種類）】

1	金属はしご	5	てこ棒	9	のこぎり
2	つるはし	6	大バール	10	掛矢
3	大ハンマー	7	ワイヤーカッター	11	松葉づえ
4	スコップ	8	大ナタ	12	ロープ

イ 段ボールベッド等

令和6年度に、地域防災拠点運営員会に対して区役所を通じて実施した「段ボールベッド」「段ボール間仕切り」「受付用パーティション」（以下「段ボールベッド等」という。）調査を踏まえ、希望する拠点から「段ボールベッド等」の回収を「夏の更新」と併せて行います。

なお、年度が変わり昨年度の調査の希望数に変更がある可能性も配慮し、改めて段ボールベッド等の回収希望数量の御報告をお願いします。

ウ 過去の回収漏れ備蓄品等

例年実施している「夏の更新」においては、回収すべきだった備蓄品が回収されず、賞味期限切れの食料が拠点に残ってしまっている事例が確認されています。

賞味期限が切れた備蓄品の誤配布の原因ともなってしまうため、「夏の更新」の実施と併せて、過去の回収漏れの備蓄品等の回収を行います。

エ 回収希望数の報告

回答様式 1に上記ア～ウの「回収希望数」（ウは回収希望品目名を含む。）をご記入いただき、令和 7 年 7 月 17 日（木）までに、鶴見区防災担当までご報告をお願いいたします。

2 備蓄食料の有効活用について

拠点に備蓄している食料のうち、今年度更新を行う食料については、拠点訓練等において配布するなど、有効活用へのご協力をお願いします。

(1) 有効活用可能な備蓄食料、賞味期限

別紙 2 「有効活用可能な備蓄食料一覧」のとおり

(2) 有効活用希望数等の報告

回答様式 2に「有効活用希望数」及び「有効活用予定日」をご記入いただき、令和 7 年 7 月 17 日（木）までに、鶴見区防災担当までご報告をお願いいたします。夏の更新において、ご報告いただいた有効活用分の数量については拠点からは回収せず残置き、残りの数量は回収します。

(3) 留意事項

有効活用する場合は、品目ごとに賞味期限を改めてご確認ください。過去に、期限切れの備蓄食料を誤って訓練参加者に配布してしまった事例もありますので、訓練等において参加者などへ配布する際にも、必ず賞味期限内であることを再度確認したうえで、配布をお願いします。

3 今年度新たに拡充する備蓄品の配備について

令和 6 年の能登半島地震を踏まえ、本市では「横浜市地震防災戦略」を刷新し、新たな戦略を策定しました。本戦略に基づいた「災害時における誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築」に向け、「避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上に向けた備蓄物資の拡充」等を令和 7 年度から 11 年度までの 5 カ年を集中取組期間として取り組むこととなりました。

令和 8 年 1 月から 3 月にかけて、本取組で新たに拡充する備蓄品の拠点への配送（以下、「冬の配送」という。）を行います。

(1) 新規拡充備蓄品、対象拠点

別紙 3 「1～3 月頃に配送する備蓄品」のとおり

(2) パーティション及びコットの配備希望数の報告

新たに配備する備蓄品の中に、「パーティション」と「コット」がありますが、これらは他と比べて体積が大きく、防災備蓄庫の状況によっては、計画数量全てを収納することができない場合も想定されます。そのため、当該 2 品目は拠点ごとの配備希望数に合わせて配送します。

つきましては、**回答様式 3にパーティション及びコットの「配備希望数」をご記入いただき、令和 7 年 7 月 17 日（木）までに、鶴見区防災担当までご報告をお願いいたします。**

4 備蓄食料等の更新、新規配置に伴う防災備蓄庫の状況確認（及び整理等）について

備蓄品の大幅な拡充（新規配置等）が見込まれることから、備蓄スペースや物資の円滑な出し入れの確保のため、備蓄庫内の状況を確認させていただきます。

本事業では合わせて備蓄品・資機材の棚卸や管理データの作成等を業者に委託して実施します。

(1) 実施内容

- ・ 防災備蓄庫の状況確認
- ・ 防災備蓄庫の整理整頓
- ・ 備蓄品の数量や賞味期限等の一覧表データ作成
- ・ 防災備蓄庫レイアウトの作成

(2) 実施時期

令和7年8月1日～令和8年1月30日

(3) 対象拠点

全拠点

(4) 実施の意向確認について

回答様式4に「希望日（第三候補まで）」をご記入いただき、令和7年6月23日（月）までに、鶴見区防災担当までご報告をお願いいたします。

（希望日については御希望に沿えない場合もありますので御了承ください。）

(5) 立会について

希望日の調整については、運営委員の方の立会が可能な日の選定をお願いします。

今回の事業は、現地で運営委員の方の意向を伺いながら整理整頓等を行うことが可能です。整頓のノウハウなどについても確認できるものとなっておりますので、備蓄庫の良好な環境維持を踏まえ、実際に備蓄庫を使用する運営委員の立会を推奨いたします。

また、立会いただかない場合でも実施することは可能ですが、ご意向を反映した整理整頓等とならない場合がございますので、ご了承ください。

(6) 廃棄について

当日にお立合いいただいた場合、本市が配備した防災備蓄品・学校の物品を除く物品を、ご希望の場合廃棄することが可能です。誤廃棄がないよう立会時にご確認をお願いいたします。

なお、ご希望された全ての物品の廃棄ができない可能性もございますので、ご了承ください。

5 全体スケジュールについて

別紙4「拠点における備蓄品の更新等スケジュール」をご参照ください。

6 添付資料

(1) 依頼文別紙1～4

(2) 回答様式1～4

《担当》
地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局
（鶴見区総務課）
望月・小林・細川・林田
TEL：045-510-1656 FAX：045-510-1889
E-mail：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

2025(令和7)年8～9月に配送する備蓄品一覧

種類	品目		外箱のラベル色	配送対象の拠点
食料	①	水缶詰	黒	全拠点に配送します
	②	保存パン	桃	
	③	おかゆ		
	④	クラッカー		
	⑤	ライスクッキー		
	⑥	スープ		
	⑦	粉ミルク	赤	
	⑧	液体ミルク		
生活用品	⑨	哺乳器	-	一部拠点のみ配送します (戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区の計92拠点)
	⑩	子ども用おむつ		
	⑪	大人用おむつ		
	⑫	生理用品		
	⑬	トイレパック		一部拠点のみ配送します (港南区、港北区の計60拠点)
救助資器材	⑭	折りたたみ式ヘルメット		一部拠点のみ配送します (青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区の計144拠点)

※ 各品目の配送箱数等の詳細は、7月末頃～8月頭頃を目途に、ご案内させていただきます。

2025(令和7)年8～9月に回収する備蓄品一覧

種類	品目		外箱のラベル色	製造・納入年度	回収対象の拠点	有効活用の可否
食料	①	保存パン	緑	2020(令和2)年度	全拠点から回収します	可能 (詳細は別紙 2 参照)
	②	おかゆ				
	③	クラッカー				
	④	ライスクッキー				
	⑤	スープ	赤	2021(令和3)年度		
	⑥	粉ミルク	白	2024(令和6)年度		不可
	⑦	液体ミルク				
生活用品	⑧	哺乳器		2019(令和元)年度	一部拠点のみ回収します (戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区の計92拠点)	
	⑨	子ども用おむつ				
	⑩	大人用おむつ				
	⑪	生理用品				
	⑫	トイレパック		2011(平成23)、 2016(平成28)、 2018(平成30)年度の 3 種類	一部拠点のみ回収します (港南区、港北区の計60拠点)	
	⑬	旧ヘルメット			一部拠点のみ回収します (青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区の計144拠点)	
救助資器材	⑭	金属はしご	—	1998(平成10)年度頃	回答様式 1 で 希望された拠点のみ回収します	不可
	⑮	つるはし				
	⑯	大ハンマー				
	⑰	スコップ				
	⑱	てこ棒				
	⑲	大パール				
	⑳	ワイヤーカッター				
	㉑	大ナタ				
	㉒	のこぎり				
	㉓	掛矢				
	㉔	松葉づえ				
	㉕	ロープ				
感染症対策資器材	㉖	段ボールベッド		2020(令和2)年度		
	㉗	段ボール間仕切り				
	㉘	受付用パーティション				
その他	㉙	過去の回収漏れ、賞味期限切れの備蓄品等				

【㉙賞味期限切れ・過去の回収漏れの備蓄品等について】

- ※ 本市が地域防災拠点用に配備した備蓄品等に限ります。
- ※ トラックの積載制限の都合上、極めて重い資機材等は回収できない場合があります。
- ※ 誤回収防止のため、回収希望品に回収を希望する旨の貼紙等を付けて、1か所に集めておいてください。

【2025(令和7)年度】有効活用可能な備蓄食料一覧

品目		製造・納入 年度	外箱の ラベル色	賞味期限	有効活用可能な 最大箱数
①	保存パン	2020(令和2)年度	緑	2026(令和8)年1月まで	10箱 (20食/箱)
②	おかゆ				5箱 (20食/箱)
③	クラッカー				3箱 (70食/箱)
④	ライスクッキー				1箱 (20食/箱)
⑤	スープ	2021(令和3)年度	赤	2026(令和8)年7月まで	2箱 (45食/箱)

【留意事項】

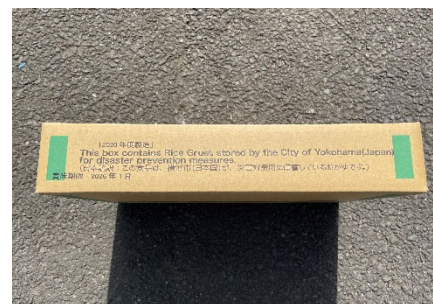
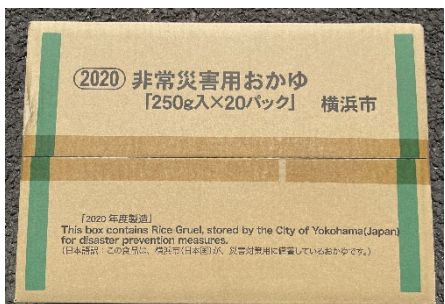
- (1) 有効活用する場合は、品目ごとに賞味期限を改めてご確認ください。過去に、期限切れの備蓄食料を誤って訓練参加者に配布してしまった事例もありますので、訓練等において参加者などへ配布する際にも、必ず賞味期限内であることを再度確認したうえで、配布をお願いします。
- (2) 誤配布や、備蓄庫に期限の切れた備蓄食料が残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみご報告ください。
- (3) 上表に記載がない備蓄食料は、有効活用の対象外のため、訓練等で配布しないでください。

【参考画像】

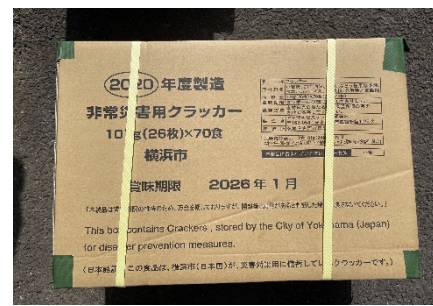
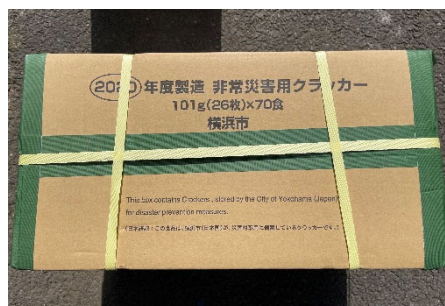
①保存パン・緑色ラベル



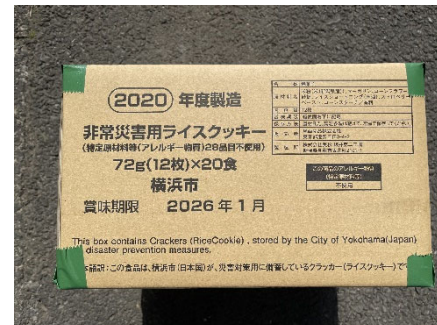
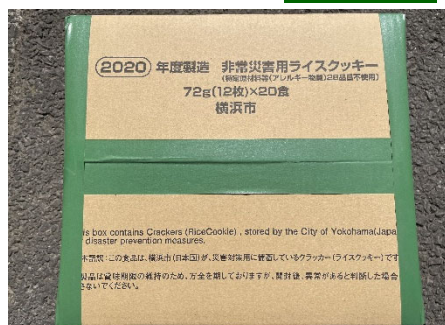
②おかゆ・緑色ラベル



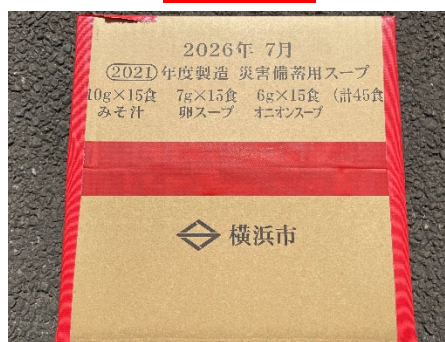
③クラッカー・緑色ラベル



④ライスクッキー・緑色ラベル



⑤スープ・赤色ラベル



2026(令和8)年1～3月頃に配送する備蓄品一覧(予定)

種類	品目	配送対象の拠点
食料	① レトルト食品	全拠点に配備します
	② ペットボトル飲料水	
	③ 栄養補助飲食品	
衛生用品	④ 身体拭き 兼 おしりふき	
	⑤ 口腔ケア用品	
資器材	⑥ エアマット	希望する拠点のみ配備します
	⑦ 簡易防犯カメラ	
	⑧ 防犯ブザー	
	⑨ パーティション【4㎡】 (プライバシー確保用資機材)	
	⑩ パーティション【約7㎡】 (プライバシー確保用資機材)	
	⑪ コット (就寝環境向上用資機材)	
	⑫ 下水直結式仮設トイレ男性用小便器	中区、西区、神奈川区、南区、磯子区の一部拠点のみ配備します (その他の拠点は来年度以降に配備予定)

※ ⑦簡易防犯カメラ、⑧防犯ブザーの活用方法や運用方法は、改めてご案内させていただきます。

※ 各品目の配送箱数等の詳細は、12月～1月頃を目途に、ご案内させていただきます。

【2025(令和7)年度】 備蓄品の更新等スケジュール（予定）

別紙 4

品目	2025(令和7)年												2026(令和8)年																			
	5月		6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
防災備蓄庫の 状況確認等	【調査期間】								【実施期間】																							
	「拠点総会開催日」から 6月30日まで								8月1日から1月30日 まで																							
備蓄品の更新 (配送・回収)	【調査期間】							【実施期間】																								
	「拠点総会開催日」から7月24日まで							8月中旬から9月30日まで																								
備蓄食料の 有効活用								【実施期間】																								
								「備蓄品の更新（配送・回収）完了時」から「各品目の賞味期限内」まで																								
新規拡充備蓄品 の配送																							【実施期間】									
																		1月中旬から3月31日まで														

回答様式 1 (備蓄品の回収希望数)

各品目の回収希望数をご記入のうえ、
7月17日(木)までに、鶴見区防災担当までご提出ください

①救助資機材・感染症対策資器材

回収対象品目			回収希望数	回収対象品目			回収希望数
1	金属はしご		本	9	のこぎり		本
2	つるはし		本	10	掛矢		本
3	大ハンマー		本	11	松葉づえ		組
4	スコップ		本	12	ロープ		本
5	てこ棒		本	13	段ボールベッド		箱
6	大バール		本	14	段ボール間仕切り		箱
7	ワイヤーカッター		本	15	受付用 パーティション		箱
8	大ナタ		本				

※ 回収を希望しない場合は、数量欄に「0」とご記入ください。

※ 未記入の場合は、回収希望が無いものとして集計させていただきます。

②過去の回収漏れ・賞味期限切れの備蓄品等など (※本市が配備した備蓄品等に限る。)

回収希望品目	回収希望数 (箱単位でない場合は、「個」、「台」 などの単位でご記入ください)
	箱
	箱
	箱

回答様式 2（備蓄食料の有効活用希望数）

**①有効活用希望数及び②有効活用予定日をご記入のうえ、
7月17日（木）までに、鶴見区防災担当までご提出ください**

①有効活用（訓練等での配布）希望数

①保存パン	②おかゆ	③クラッカー	④ライスクッキー	⑤スープ
箱	箱	箱	箱	箱

- ※ 有効活用を希望しない場合は、「0」とご記入ください。
- ※ 未記入の場合は、有効活用を希望しないものとして集計させていただきます。
- ※ 有効活用希望数を除いた分を、8～9月頃に回収します。

②有効活用（配布）予定日 令和 年 月 日

回答様式 3（新規拡充備蓄品の配備希望数）

**配備希望数をご記入のうえ、
7月17日（木）までに、鶴見区防災担当までご提出ください**

品目	配備希望数
パーティション【4 m ² 】（最大12張まで） 《収納時サイズ：約200×200×600mm》	張
パーティション【約7 m ² 】（最大6張まで） 《収納時サイズ：約250×250×1000mm》	張
コット（最大7台まで） 《収納時サイズ：約200×200×600mm》	台

- ※ 配備を希望しない場合は、数量欄に「0」とご記入ください。
- ※ 未記入の場合は、配備希望が無いものとして集計させていただきます。
- ※ なお、上記3品目は来年度以降も追加配備を行う予定です。

【ご回答者】

区 小・中学校 地域防災拠点委員会

お名前：

希望日をご記入のうえ、
6月23日（月）までに、鶴見区防災担当までご提出ください

防災備蓄品の拡充を踏まえ、備蓄庫の状況確認を実施し、合わせて備蓄スペースの確保や
 地域のご意向を反映した備蓄庫の良好な環境維持のため、地域の方のお立合いによる実施
を推奨いたします。

希望日について

1) 令和7年8月1日～令和8年1月30日から第三候補までご記入ください。

※ただし土、日、祝、12月26日～1月4日を除きます。

2) 午前/午後/どちらも可のいずれかに○をつけてください。

※半日程度の作業を予定しています。

3) ご希望に添えない場合や、再調整をご依頼する場合がありますので

ご了承ください。

第一希望	月 日	午前・午後・どちらも可
第二希望	月 日	午前・午後・どちらも可
第三希望	月 日	午前・午後・どちらも可

【ご回答者】

鶴見 区

小・中学校 地域防災拠点委員会

お名前：

鶴 総 第 270 号
令和 7 年 5 月 23 日

地域防災拠点委員長 各位

鶴 見 区 総 務 課 長

地域防災拠点における鍵の管理について（依頼）

地域防災拠点の鍵（以下、「鍵」という。）につきましては、横浜市鶴見区地域防災拠点の鍵管理要綱に基づき、管理を行っています。

地域防災拠点委員長の皆様におかれましては、作成いただいている「鍵の管理者名簿」に従い、鍵の適切な管理を徹底していただきますようお願いいたします。

1 依頼内容

各拠点委員長が保管している「鍵の管理者名簿」をご確認ください。

鍵の管理者に変更があった場合は、名簿の内容を更新の上、「鍵の管理者名簿」の写しをご提出いただきますようお願いいたします。

2 提出期限

令和 7 年 7 月 17 日（木）

※ 鍵管理者名簿に変更がある場合のみご提出をお願いします。

3 提出方法

郵送、メール、または F A X で、以下の提出先までご提出をお願いいたします。

《提出先》

鶴見区総務課防災担当

〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3－20－1

メール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

FAX:045-510-1889

4 留意事項

- (1) 当該地域防災拠点運営委員会役員に鍵を貸与する場合は、学校長（施設管理者）の承諾が必要です。
- (2) 鍵の保管者に変更がある場合は、「鍵の管理者名簿」を更新し、区総務課に提出してください。また、不要となった古い「鍵の管理者名簿」は、破棄してください。
- (3) 鍵が更新され不要になった場合は、貸与されているもの全てを回収し、学校長と協議のうえ、破棄してください。
- (4) 貸与された鍵を紛失した場合は、速やかに区総務課へ申告し、所轄警察署へ届出を行ってください。
- (5) 鶴見区総務課において、学校長（施設責任者）に「鍵の管理者名簿」の写しを提出します。

5 添付資料

- ・ 鍵の管理者名簿(第 1 号様式)
- ・ 横浜市鶴見区地域防災拠点の鍵管理要綱

《担当》

鶴見区総務課 望月・小林・細川・林田

TEL:045-510-1656 FAX:045-510-1889

E-mail: tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

鍵の管理者名簿

拠点名 _____ 学校地域防災拠点

運営委員長名(_____)

No	自治会・町内会名	役職名	氏名	連絡先	該当する箇所に「○」 番号キーの場合は「◎」					
					校門	体育館	防災備蓄庫	校舎入口	保健室	※その他
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

※ その他に「○」の場合、次の空欄に保有者No及び教室名を記載

No	教室名

No	教室名

横浜市鶴見区地域防災拠点の鍵管理要綱

制 定：平成29年8月17日（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、地域防災拠点（以下、「拠点」という。）の鍵（以下、「鍵」という。）の管理に関する基本的な事項を定めることにより、鍵の適正な管理を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 拠点 別表1のとおりとする。
- (2) 鍵 教職員等の学校関係者が施設不在時に、拠点を開設するために必要な鍵及び暗証番号の入力により開錠又は機械警備が解除される器具のことをいう。
- (3) 施設責任者 別表1に記載する学校施設の長のことをいう。
- (4) 鍵の管理責任者（以下、「管理責任者」という。） 各拠点運営委員会委員長のことをいう。
- (5) 鍵の管理者（以下、「管理者」という。） 施設責任者または管理責任者から鍵の貸与を受けた者のことをいう。

（鍵の種類）

第3条 鍵の種類は、校門、体育館、防災備蓄庫、校舎入口、保健室及びその他各拠点において必要最低限のもののみとする。

（鍵の貸与）

第4条 施設責任者は、鍵を管理責任者及び鶴見区役所総務課（以下、「区総務課」という。）に貸与するものとする。

- 2 管理責任者は、当該拠点運営委員会の役員、その他管理責任者が必要と認める者に、施設責任者の承諾の下、鍵を貸与することができる。

（鍵の複製）

第5条 鍵の複製は、施設責任者のみが行うことができる。ただし、施設責任者が特別に認めた場合は、この限りではない。

（鍵の管理方法）

第6条 平時における鍵の管理方法については、次のとおりとする。

- (1) 暗証番号については施設責任者が封筒に封入し、封印したものを管理者が責任を持って保管するものとする。
- (2) 暗証番号以外の鍵については、他の鍵と区別した状態で、管理者が責任を持って保管するものとする。

(名簿の作成及び管理方法)

第7条 管理責任者は、管理者の所属する自治会・町内会名、管理者氏名、連絡先、鍵の種類等必要事項を記載した「鍵の管理者名簿（第1号様式）」（以下、「名簿」という。）を作成しなければならない。

2 名簿の管理方法については、次のとおりとする。

- (1) 管理責任者は、毎年開催される拠点運営委員会連絡協議会の第1回総会開催日までに、鍵の保管状況を確認するとともに名簿を更新し、更新後の名簿の写し1部を区総務課に提出するものとする。ただし、鍵の保管状況に変更がない場合は、この限りではない。
- (2) 管理責任者は、管理者に変更が生じた場合は、前号の規定によらず、速やかに名簿の訂正、追加記載等を行ったうえで、写し1部を区総務課に提出するものとする。
- (3) 区総務課は、第2項第1号及び前号で提出された名簿の写しを区総務課内に保管するとともに、写しを施設責任者に提出するものとする。
- (4) 管理責任者は、第1項により作成された名簿の原本又は第2項第1号及び第2号により更新された名簿の原本を次の名簿の更新まで保管するとともに、更新された後の古い名簿について、責任を持って破棄するものとする。
- (5) 施設責任者及び区総務課に提出された名簿の取り扱いについては、前号と同様とする。

(鍵の使用)

第8条 災害が発生し、拠点の開設が必要となった場合のほか、拠点訓練及び各種災害対応訓練等を実施する場合には、管理者は暗証番号以外の鍵に限り、施設責任者の承諾の下、使用することができる。

2 暗証番号の入った封筒については、災害発生時を除き、原則として開封することはできないものとする。ただし、施設責任者が特別に認めた場合は、この限りではない。

(鍵の更新)

第9条 施設責任者は、付け替え又は暗証番号の変更等により鍵を更新した場合は、速やかに管理責任者及び区総務課にその旨を伝えるものとする。

- 2 施設責任者は前項の実施とともに、更新後の鍵について、名簿に記載された数量分を複製し、管理責任者に貸与するものとする。
- 3 管理責任者は、前項による鍵の貸与を受けた時は、速やかに管理者に更新後の鍵を貸与するとともに、これまで貸与していた鍵を回収するものとする。
- 4 区総務課で保管していた鍵の処分及び更新後に貸与する鍵の複製等については、その都度、施設管理者との間で協議するものとする。ただし、その過程で要する費用については、原則、区総務課が負担する。

(回収した鍵の取り扱い)

第10条 前条第3項の規定により回収された鍵の返納、処分、その他の取り扱いについては、施設責任者と管理責任者が協議のうえ決定する。

(鍵の紛失)

第11条 管理責任者及び管理者においては、貸与された鍵を紛失した場合は、速やかに区総務課に申告したうえ、所轄警察署に届出なければならない。

2 区総務課においては、前項の規定により紛失の申告を受けた場合は、速やかに施設管理者に報告しなければならない。

3 区総務課においては、貸与された鍵を紛失した場合は、速やかに施設管理者に申告したうえ、所轄警察署に届出なければならない。

(施行細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月17日から施行する。

別表 1（第 2 条（1））

1	旭小学校	23	市場中学校
2	市場小学校	24	潮田中学校
3	入船小学校	25	上の宮中学校
4	潮田小学校	26	寛政中学校
5	上末吉小学校	27	末吉中学校
6	上寺尾小学校	28	鶴見中学校
7	岸谷小学校	29	寺尾中学校
8	駒岡小学校	30	生麦中学校
9	汐入小学校	31	矢向中学校
10	獅子ヶ谷小学校		
11	下野谷小学校		
12	下末吉小学校		
13	新鶴見小学校		
14	末吉小学校		
15	鶴見小学校		
16	寺尾小学校		
17	豊岡小学校		
18	生麦小学校		
19	馬場小学校		
20	東台小学校		
21	平安小学校		
22	矢向小学校		